

参議院大蔵委員会会議録第七号

平成元年四月六日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

四月五日

辞任

松浦 孝治君

中野 鉄造君

四月六日

辞任

二木 秀夫君

井上 裕君

高木 健太郎君

中村 太郎君

山本 富雄君

上杉 光弘君

梶原 清君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

政府委員

國務大臣

厚生大臣官房審

加藤 栄一君

内閣審議官

厚生省社会局長

小林 功典君

厚生省児童家庭

長尾 立子君

山本 正和君

高木 健太郎君

中野 明君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

村山 達雄君

西岡 武夫君

小泉 純一郎君

坂野 重信君

一郎君

小沢 一郎君

糸田 省吾君

坂野 重信君

きまして、現在、震研の研究者あるいは企業家として社会で活躍している。そういうことから見ましても、このころの教育というものは私は非常に重要なものである。しかも、自然科学というものは実物を見せるということによって非常に大きく変わってくる、興味を持つ学問的探求心が沸く、こういうことを私は切実に感じているわけでございます。

そこでお聞きしますのは、現在の高等学校、昔の高等学校よりも程度が低いのかそこら辺がわかりませんけれども、現在の高等学校の理科教育に対する教育の資料あるいは教材あるいは設備というようなものが、どのように整備されているかということをお聞きしたいわけでございまして、ある県で調べてみると、文部省の指定されておるような教育教材の整備が、富裕県でありますても余り十分ではない。それは学校がふえたといふこともありますし、三年であって、その程度はわかりませんけれども十分でない。七〇%を目標として整備はしているけれども、七〇%にも及ばない、こういうことでございます。

そういう意味で、私は理科教育の振興というものが現在非常に唱えられておりますけれども、この整備状況と振興策、また教材の整備、そういうものについては今後どのようにお考えであるか、そういうことをお聞きたいと思います。

○國務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりに、冒頭に申し上げましたように、理科教育の重要性にかんがみまして、我が国の理科教育の振興につきましては、これまで充実、理科の教職員の資質の向上などの施策を講じたところでございますが、これからもこうしたことを理科教育振興法の精神にのつとて進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○高木健太郎君 もとの高等学校は、中学の五年を終えまして三年間理科と文科とに分かれて教育されでおったわけでございます。ところが、現在は高等学校のときには文科も理科も同じであります。そこでまだ専門化されていない。そういう意味では、理科に進む人は教養部に入りましてから理科とか文科に分かれるということになるわけですから、非常に自然科学系に進む人は時間がもとより足りない、高等学校のうちにやつておかなければならぬということになるわけであります。この状況を見ますと、六学級以上の学校については必ず実習助手が一人措置されているわけですが、現在は五学級以上の大きな学校になりますと、今先生の御指摘のあった点についてもござりますので、今先生の御指摘のあった点につきまして、対応していけるのではないかというふうに考えております。

○高木健太郎君 それは実習のときは生徒の数が重要でありましょうけれども、実習ではなくて、実習には少し高度である、みんなに自分がやつてみせることはできる、こういうのがあるわけです。実習は非常に初等的な、生徒が自分自身でやるものが、しかし、供覧というものは、それは生徒にやらせるには少し高度である、それをみんなに見せなければいけないというような科目があるわけでございまして、これは生徒の人数とは関係がないわけでございまして、これは生徒の人数とは関係がないわけでございまして、それは生徒の数と、それから実習助手の数とをすぐに引き合わせるというようなことは、どうも少し理屈に合わないのではないか。

私が先ほども申し上げましたように、供覧といふもので生徒に見せるということは、これは非常にいろいろ地方と中央との予算の振り分けもございましょうけれども、そういうことは別個に考えましても理科教育の振興に努めていただきたい、特に要望をしておくわけでございます。

第二にお聞きしたいことは、これは高等学校と実験の、あるいは実習の準備といふものにかなりの時間が食われるわけでございまして、例えば生物であれば野外に出でその実物をとつてくる、あるいは学生に、生徒にそれを見せるとか、ある

いは自分が供覧をする場合に、その供覧の道具を十分に準備する、このようなことが非常に重要な手といふものが高等学校ではどうなっているのか、それが定員といふものが確保されているのか、そのことについてどのようになつておるかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(倉地克次君) 高等学校の理科教育における実習助手の定数措置の状況でございますけれども、これは六から十二学級の全日制及び定期制の課程について一人、それから二十五学級以上の大規模な学校につきましては、二人の定数を措置していくことでございまして、そこではまだ専門化されていない。そういう意味では、理科に進む人は教養部に入りましてから理科とか文科に分かれるということになるわけですから、非常に自然科学系に進む人は時間がもとより足りない、高等学校のうちにやつておかなければならぬということになるわけであります。この状況を見ますと、六学級以上の学校については必ず実習助手が一人措置されているわけですが、現在は五学級以上の大きな学校になりますと、今先生の御指摘のあった点につきまして、対応していけるのではないかというふうに考えております。

○高木健太郎君 これは大学についても言えるのです。この状況を見ますと、六学級以上の学校については必ず実習助手が一人措置されているわけですが、現在は五学級以上の大きな学校になりますと、今先生の御指摘のあった点につきまして、対応していけるのではないかというふうに考えております。

○政府委員(倉地克次君) 先ほど申し上げましたのは、六から二十四学級でございまして、学級単位の積算をしているわけでございます。ただ、六から二十四学級につきましては、一人の実習助手を用意しているわけでございますけれども、二十二学級以上の大きな学校になりますと、理科の教育が同じ時間に二クラスやられることもあるわけ

でござりますので、そうした状況を考えまして、二十五学級以上の大きな学校につきましては、二

人の定数を措置していくことでございまして、

この状況を見ますと、六学級以上の学校につ

いては必ず実習助手が一人措置されているわけであります。ところが、現在は五学級以上の大きな学校になりますと、今先生の御指摘のあった点につ

きまして、対応していけるのではないかというふうに考えております。

○高木健太郎君 これは大学についても言えるのです。この状況を見ますと、六学級以上の学校については必ず実習助手が一人措置されているわけ

ですが、やつぱり人材というものがそこにないと、

すべてはうまくはかどらないということもあるわけでござりますので、いろいろ削減の必要もあるかもしれませんけれども、その点余りに人数を減らしていくというようなことは今後考えなければならぬと思いますので、一言申し上げたわけでござります。

次にお聞きしますのは、大学における教育研究の補助職員ということについてでございます。

現在、総定員法でどうか、行政改革でどうか、いわゆる定員といふものが少しずつ削減され

ていって、効率的に教育もやれということである

かとも思いますが、私もドイツとかアメリカでしばらく研究したことがございます。

例えば生物の実験でありますと、外国ではある

いはドイツにおきましては、動物を飼育する人、

動物を動物小屋から持つてきて、そして麻酔をし

てちゃんと毛をそりまして、そして台にくくつて、

いつでも実験者が行けば、その実験がメスさえ持

てばすぐできるというような状況、そういう人、

それから実験の結果を写真に撮つたりいろいろい

たしますが、それの現像をする人というようなものもある順序があるわけでございまして、あるいは過程があるわけでございますが、それに対する十分な実験の補助員といいますかあるいは技術員といいますか、そういうものがついておりまして、極めてスムーズに実験を行うことができて、実験者は頭の中でこれはどのように進めるかといふことに一点集中できるわけです。ところが、我が国におきましては、動物のえさをやる、あるいはひどい場合には自分が動物を求めて行く、そしてその動物を世話をする、連れてきて麻酔をかける、毛をそる、実験が終わればそのままで振る、そして現像もする、動物の死体を捨てに行く、そういうあらゆることを実験者みずからがやらなければできないような形にまで定員が削減されてしまうわけでございます。

したように、少し予算の重点的な配分というのも研究してみてはどうかというような御指摘で、あつたであろうと思います。そうしたことでも、今後文部省といたしましても考えていかなければいけないなどということを、内々話し合いをしているところでございまして、今後とも努力を続けてまいりたい、このように考えております。

の点を新しく文部大臣におなりになつた西岡先生にぜひともひとつ御考慮願いたい、このようにお願いするわけでございます。

まされど、御存じのように、現在は学際的な学会というものがたくさんできるようになります。専門学会以外の学際的な学会というのは何百、何千もあるのぢやないかと思うわけですが、

そのため大学の研究者といふものは、ある学会専門学会だけに出ておつただけでは、知識は十分に満たされない、そういう状況になつてゐるわけです。ところが、そのゆえに学会は一つ二つでは

なくて、ある人では十以上少ない人でも五つ以上というぐらいの学会に所属していると思います。それらが一年に少なくとも一回あるいは数回行なわれる二二二になりまして、その発表は枚

行かれるところなどとおなじで、三つともが費してある。それで、室費から出すというわけにはまいらない。自分で、あるということになります。そういう意味では、学会にどれだけ所属しているか、またその旅費は、どういうところを念出しているのか、そういうふうに

とのようにして提出をしていけるのか、それとも一応お調べになつてはいるのかと、思いますが、けれども、講座費の中に旅費というものが含まれているとしますと、その積算の基礎はどうよくなつてはならない。そもそも、それは首頁から書きこな

はなつでいるのか、将来それに堪能するおそれはないのか、そういうことについて文部省の御見解をお伺いします。

でござりますか 講座制あるいは修了講座制
科目制によりまして単価が異なるわけでございま
すけれども、六十三年度のベースで申し上げます
と、講座制については教授が十二万三千八百九十一

円、それから修士講座制、学科目制につきまして

は、教授で十万六千九百四十円というような単価で、もちろん助教授、助手、それぞれ異なるわけですが、ざいますが、総額ベースで申しますと、六十三年度が六十二億八千万円、それから平成元年度予算

案では六十五億一千一百万円、こういう状況になつてゐるわけでございます。御指摘のとおり、学会への出席その他の教官の旅費というのは大変重要な経費でございます。ただ、現下の財政事情の

中で、いわゆるマイナス〇%対象経費、こういふことになつてゐるわけでございますが、経費の重要性にかんがみまして、文部省全体でやり繰りのなかで、毎年度同程度の水準が維持できるよう

○高木健太郎君 御苦心のこととはよくわかるわけですが、今の旅費の中には宿泊費も入ります。

かういふことは、御存じのように、新幹線でも、いろいろと思ひます。御存じのように、新幹線でも、かなり高いわけでございまして、あるいは北海道、沖縄あるいは九州の鹿児島というようなところは、飛行機を利用せざるを得ないというような事情も

○%ということじやなくて、細かな心配りをしていただいて、その人たちが困らないようにしていただきたい。特に、無給の教室員あるいは研究員

そういうものも、大きな講座になりますと非常にたくさんおるわけでして、その人たちがどうしているかというと、結局いろんなほかの関係企業からお金を出してもらわざるを得ないという状況に

なつてゐる。これは、余り好ましいことではないでございまして、やむを得ずとつてゐる処置だと思いますが、そういう面は御存じだと思うのですけれども、そういう悪い面が出てこないよう

に、特に国立の教育は国家公務員でござりますかね。それで、その人たちが他のところから金をもらって行かざるを得ない、こういうことにならないよう、ひとつ十分なお心遣いを願いたい、このように思

うわけでござります。

が、この国庫負担について、旅費、それから教材費によるというものが今度一般財源化され、地方負担になると、そういうことでござります。今回は教材費につきまして特例を定めたり、あるいは取り扱いがそのままときどき変わっているように思うわけです。一体、義務教育費の国庫負担制度というものははどういう理念によって行われているのか。これは行財政とか、あるいはその他の審議会で十分議論されたわけでございましょうけれども、地方は地方の特徴とか、自治とか、そういうものもございますし、地方の自立というようなお考えもございましょう。あるいは負担金に甘えないようになりますと、いうようなこともあります。そういうこともあると思いますが、何かときどき変わっていく。景気がよくなればやるが、悪くなればそれを削っていく。あるいは現在国の赤字国債が百六十二兆というようなことで、地方も地方債で大変苦しんでいる。結局、国の借金を地方の借金に振りかえしていくといふような形にも見えないことはないわけです。しかし義務教育というものは、やはり国が主体性を持つべきである。例えば、今度指導要領をお変えになつて、全国一律に中小学校の指導要領をお決めになつて、義務教育だけはぜひ国である一定の基準だけはやりたいのだというお気持ちがあるなら、私は義務教育の国庫負担といつもの制度はいかにあるべきかというような、お金の面でもそれに見合う、国が責任をとるべきだと思うのですけれども、その理念について大臣どのようにお考へか、お考へをお聞きしたいと思ひます。

を有する一定数の教職員を確保するということですが、どうしても不可欠の教育の要件である。そこで、義務教育費国庫負担法は標準法に定める教職員数について、教職員の給与費の二分の一を負担することによって、所要の教職員とその給与の水準を確保し、学校における具体的な教職員の配置が可能になるよう正在するという趣旨でございま

したがいまして、このような観点から考えますと、義務教育費国庫負担制度というものは、教職員の給与費の国庫負担というものがその基本にあらるというふうに認識をいたしております。

委員御指摘のとおりに、給与費以外の義務教育の経費につきましても、負担の対象とされてきたという経緯がそのときそのときによつてあるわけですが、その内容が、まさに御指摘のとおりに、給与費以外の義務教育の経費につきましても、負担の対象とされてきたという経緯がそのときそのときによつてあるわけですが、その内容が、まさに御指摘のとおりに、給与費以外の義務教育の経費につきましても、負担の対象とされてきたとい

おりに、そのときの国と地方の財政事情などの状況によって変わってきているということも、その実態としては率直に申し上げてあるわけでございます。これはまだ、そういう状況のもとでござります。

化するといふこともやむを得ない面があるので、いかが。あくまでも義務教育費国庫負担法の精神は、その基本は教職員といふところに中心がある。このように考へ、これは堅持していかなければならぬ。

けない。しかし、冒頭に申し上げましたように、委員御指摘のとおりに、基本的には義務教育について国がその責任を負うという方向で今後とも取り組んでまいりたい、このように考えております。

○高木健太郎君 義務教育費の国庫負担というものの主なもの、あるいは視点は教職員の雇用の補助ということにあるということをいいますが、そこで免ずる問題になりますのは、教科書の無償化

配付ということになります。これは教員といふわけではない。無償で教科書を配付しているというようなことについての基本概念は、それほどほんのようになつてゐるのか。これがいつ削減にならな

かということを、非常に心配をしている父兄も多
いと思うわけです。これについて文部大臣はどの
ようにお考えでしょくか。

○国務大臣（西岡武夫君） お答え申し上げます。

現在の教科書無償の制度の基本的な理念でございますが、これは昭和三十八年に現在の制度がスタートしたわけでござりますけれども、そのときの基本的な考え方と申しますのは、憲法二十六条第一項に掲げるところの義務教育無償の精神というものをより広く実現するという施策である、このように認識をしております。

○高木健太郎君 これも私は、義務教育費の国庫負担というもの非常に最たるものであると思うのですけれども、これだけはこれから長く堅持されるおつもりかどうか、そのお気持ちだけ伺つておきたいと思います。

尋ねをいたします。

地方交付税をもらっている県ともらっていない県、いわゆる不交付の地方公共団体があるわけですが、ございますが、その地方交付税の不交付の団体は、あらかじめいろいろのことを計算して不交付にしたのだと思うわけです。ところが、一般財源をそれで絞って、一般財源化することによりまして、不交付団体に非常にアンバランスに負担が大きくなるのではないかと思うわけです。そういう意味では不交付団体の不交付の条件としてどのようなものが入っているか、今度削減するに当たつてそういうものは考慮されたかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

同じ結果になろうかと思いますけれども、恩給費

につきましては、従来国庫負担対象であつたといふことになりますと、その国庫負担の残りの額につきまして今まで交付税で基準財政需要額の中に織り込んできたわけでございます。今回、国庫補助負担対象から外されたということになりますて、その全額を今度は地方負担というふうになりますものですから、それを基準財政需要額の中に置く。基準財政需要額の中に置き込みますけれども、なおかつ不交付団体の場合には基準財政收入額はこれを上回つてくるわけでございまして、実際には交付税の、キャッシュでは参りませんけれども、交付税がキャッシュで来る団体よりもむしろ

いう点で国会答弁をほこにすることと、審

議に異議がありますが、異論がありますが、しかし進んでおりますので、質問はしたいと思います。まず第一に、消費税の論議をしているときに竹下総理兼大蔵大臣が盛んに言うことは、消費税の逆進性について歳出面で考慮するからよろしいだと言つてまいりました。歳出面で考慮するとなりますと、私は地方自治体がまさしくその役割を果たすと思うのですね。自治体に対し消費税での負担、この影響額は、歳出が六千三十四億円、入が二千六百五十四億円影響して、それだけ被害が出ておりますが、これは八九年度のベースです。さらに補助金カットを恒久化する。こういう面で

大臣(西岡武夫君)

したわけではないが、これは昭和三
年の教科書無償の制度が、これによ
るところの義務教育を広く実現するとい
うものの非常に目的的な考え方と申
をしているところを健太郎君がおきたいと思いま
けれども、これだけはつりりかどうか、

私は、義務教育費の国庫補助制度の基本的な理念でござりますけれども、そのとおりの制度が十八年に現在の制度がつまづけはこれから長く堅持され、そのお気持ちだけです。

（国務大臣（西園政美君）お答え申し上げます
文部省といたしましては、ただいま申し上げました義務教育教科書無償給与制度につきまして

これをたたいま申し上げました基本的な精神のみつとて維持をしてまいりたい、このようくに考えてその施策を進めていふところでございます。

○高木健太郎君 憲法二十六条を広く実現する。
広くと言うとそれは何か、拡大ということになり

ます。そうじゃなくて、これは基本にあるものであるというふうなお考えで、ひとつ今後もこの制

度を持続していくのをしたい、このように考
えます。それでなくとも、最近は小学校だけでなく中
学、高校でも、三つも四つも複数の

私は子供が一人二人ありますと地方から中央の大学にやることになりますと極めて父兄の負担が大きい。教科書ぐらいとお考えになりま

すけれども、それは家庭にとつては非常に大きな負担になりますし、また国が一定の方針を持つて

やるといふようなことがあります、それが教科書にあらわれてゐるわけです。國の方針が非常に

そこに強く出てくるといふことであるならば、^{参考}科書は無償にすべきである、このように考えますので、たゞ、まの御発言をひとつぜひ堅持して、

ただきたいと考えます。
最後に、教職員の恩給を今度一般財源にしようと
いうことでございますが、これについて大蔵大臣
並びに自治大臣、今までになりましたのでお

地方交付税をもらっている県ともらっていない県、いわゆる不交付の地方公共団体があるわけですが、ございますが、その地方交付税の不交付の団体は、あらかじめいろいろのことを計算して不交付にしたのだと思うわけです。ところが、一般財源をそれで絞って、一般財源化することによりまして、不交付団体に非常にアンバランスに負担が大きくなるのではないかと思うわけです。そういう意味では不交付団体の不交付の条件としてどのようなものが入っているか、今度削減するに当たつてそういうものは考慮されたかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○政府委員(篠沢恭助君) 御指摘のとおり、今回教職員の恩給費を一般財源化するということで御提案申し上げておるわけでございますが、一般財源化いたしました経費については、従来の国庫補助負担金相当額を、交付税の基準財政需要に算入をいたしまして、所要の財源措置を講ずるということことで、地方財政運営には支障がないよう措置をしているというふうに考えます。交付税の各団体別の算定ということが行われるわけでございますが、ただいまの経費も、基準財政需要の増といふ形ですべての団体にひとしく織り込まれるわけでございますが、ただいまお尋ねの不交付団体の問題につきましては、ただいま申し上げましたような経費を含めまして、なお基準財政収入が上回る団体、それが不交付団体ということになるわけでもござります。私どもいたしましては、交付団体と同様、その財政運営に支障が生ずることはなないというふうに理解をしております。

○高木健太郎君 不交付団体であるかないかは毎年お決めるなるわけでもないのじゃないかと思うのですけれども、そういうことになると、今度不交付団体のいわゆる指定都市の方からはいろいろ質問なり要望が出ていると思うのですが、今度の場合も、それは盛り込んだ上で不交付団体になつているかどうか、その点はどうでしようか。

○政府委員(紀内隆宏君) 大蔵省からのお答えと

につきましては、從来國庫負担対象であつたといふことになりますと、その國庫負担の残りの額につきまして今まで交付税で基準財政需要額の中に入織り込んできたわけでござります。今回、國庫補助負担対象から外されたということになりましても、その全額を今度は地方負担といふになりますものですから、それを基準財政需要額の中に置く。基準財政需要額の中に置き込みますけれども、なおかつ不交付団体の場合には基準財政收入額はこれを上回つてくるわけでございまして、實際には交付税の、キャッシュでは参りませんけれども、交付税がキャッシュで来る団体よりもむしろ基準財政收入額が基準財政需要額を總体として上回つて来るわけでございますから、その団体の財政運営には支障を來さないものと、このようになります。

○近藤忠義君 まず冒頭に申し上げたいことは、私は本法案の審議に異議ありと。異議ありといふのは、重要な、いい意義なんじゃなくて、反対で異論があるということです。その理由を四点にわたつて申し上げます。

たくさんの省庁とたくさんの法案が一遍にまとまって出ておりますが、その一つ一つがそれぞれの各関係委員会で十分時間をかけて慎重に審議すべきものであります。それをまとめ一一遍に簡単にしてしまってということは、これはまさしく国会の形骸化でありまして、まさしく内閣の政治姿勢が問われる問題だと思います。

第一点は、大体日切れでないものを日切れ扱いにして、きのうきょうと審議を進めていることは、ちらじやなくてこちらの方の問題でありますか、極めて遺憾であります。

それから第三点としましては、膨大な法案をわざか二日間、しかも元来連合審査があつてしかるべきものを、それもなしにしてしまう。それはそちらじやなくてこちらの方の問題でありますか、そういう点であります。

第四点は、国会の答弁でも一年限りと言つた、それが三年限りになつた、今度は恒久化と、こう

議に異議がありますが、異論がありますが、しかしながら総理兼大蔵大臣が盛んに言うことは、消費税の逆進性について歳出面で考慮するからよろしいのだと言つてまいりました。歳出面で考慮するとなりますと、私は地方自治体がまさしくその役割を果たすと思うのですね。自治体に対し消費税の負担、この影響額は、歳出が六千三十四億円、歳入が二千六百五十四億円影響して、それだけ被審が出ておりますが、これは八九年度のベースです。さらに補助金カットを恒久化する。こういう面では、消費税のときに言つてきた歳出面で考慮するという姿勢に逆行するのが今回の法案じゃないかと思ひますが、大臣いかがですか。

○政府委員(篠沢恭助君) 六十三年度まで暫定措置が講じられてまいりました事業に係る補助率等につきまして、諸般の検討、特に六十一年度での補助金問題検討会での検討というのは、やはり一つ重要な要素として今回も認識をしたわけでござりますが、これらの検討を経まして、結果としては、たゞ二税の二五%を交付税の対象とする等の財源措置を講じながら、それぞれ補助金等の性格に応じまして、適切な見直しを行つたというのが今回の方の補助率の見直しでございます。

地方政府への影響につきましては、ただいま申し上げましたような、たゞ二税に係る交付税の問題を含めまして、地方政府の四滑な運営に支障がないように措置をしておるというふうに考えておるわけでござります。

他方、税制改革におきます地方税、地方交付税の減収につきましても、御承知のとおり消費課税と税の創設、それから消費税の二四%を新たに地方交付税とするという措置、これらを講じながらその配分を適切に行い、地方政府の四滑な運営を確保していくということになつておるわけでござります。地方団体の果たすべき役割は、御指摘のとおりさらに大きくなつてしまいるのでございます。

が、多様な財政需要の増大に対しまして、毎年度の地方財政計画の策定を通じまして、所要の地方財源の確保ということに向けて今後とも適切な措置を講じてまいりたいと考えておるわけでござります。

○近藤忠孝君 その問題については後ほど反論したいと思います。

そこで大臣、四月一日から消費税実施であります。重要な問題である転嫁、転嫁ができるかとお考えですか。

○國務大臣(村山達雄君) その後の状況をずっと見ておりますと、転嫁は比較的スムーズにいろいろに聞いております。一部について若干問題があるとも聞いておりますが、大部分はスムーズにいっている、このように聞いています。

○近藤忠孝君 我が党は四月一日一斉に調査をいたしました。私も福島県へ行ってまいりましたが、確かに転嫁が極めてスムーズにいっているところがあります。ソフトを開発しまして全国一斉に十二時過ぎたらばつと変えておるところ、例えばセブンイレブンの全国チーンなんか大したものでありますよ。私も目の前で見てきました。変わった途端に入ってきたのが高校生で、所得のない者が真っ先に税金を納めていましたけれども、しかばつと変わっていましたのです。その反面、なかなかレジなんかも転嫁がスムーズにいっていないところ、これが幾つかあります。

まず、例えはある生協ですが、内税を外税に価格表示し直して、それで後まとめて一遍にレジに入れる、余計な手間がかかっているとか、最初に外税だけを三%かけてまずレジを入れて、それで後で内税を入れるとか、両方ありますから、店には。そういうレジ自身が極めてスムーズにいきません。

それから、業種によって競争上とても不可能なところ、あるいは商品の性格上とても転嫁不可能、例えばこれは土産物屋さんが言つていました。バスで来て、見物して帰ってきて、あとわざか十分間が勝負だ、そんなときに千三十円なんて言える

か。千円か五百円か二千円か、とても転嫁できない、価格変えるわけにはいかない、こういうようなこと。例えば花屋さんや果物屋さん、そんなもの翌日まで置けないので、消費税どころじゃない。ですから、私は調査の結果、予想どおりですが、極めてスムーズにいく分野と、それから極めて困難な場所あるいは転嫁なんかだめというところについてはどうですか。

○政府委員(尾崎謹君) 総体的には転嫁がスムーズにいっているようございますけれども、御指摘のように、一部の業種でございますとか商品の性格上なかなか転嫁しにくいという感じのところも確かにあろうかと存じます。

転嫁の問題は、要するに値決めの問題でござりますから、その業種、業態あるいは商品の性質に合わせて、外税でやる場合も内税でやる場合もあらうかと思ひますし、ある程度ラウンドナンバーにしないと取引がうまくかないというようなところもあるらうかと思います。また、御指摘のございました、花でありますとか果物でありますとか野菜でありますとか、その日その日値動きがあるものもございまますので、それぞれの状況に応じて要するに値決めをしていただき。価格の問題は値段の決め方の問題でございますので、それによりまして適正に転嫁ができるように配慮をしていただきたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 値決めの問題なんと言つたら商人怒っちゃいますよ。かんかんになつて怒っていたまして適正に転嫁ができるように配慮をしていただきたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 値決めの問題なんと言つたら商人見てみると、利子收入は非課税売り上げですが、海外貸し出しにかかる利子收入につきましては、これは輸出免税の規定から仕入れ控除の対象になりますね。したがつて、課税売り上げ割合の算定上、課税売り上げとみなされる。この割合が大きくなつていけば有利になりますね。今銀行どんどん海外進出貸し出しをふやしておりますが、対外貸出比率がふえればふえるほど、ますます大きい仕入れ控除ができる仕組みになつておるわけですね。だから、要するにまさに年にいついて転嫁は困難だという状況だと思います。

それから、経企庁に質問しますが、物価ダイヤルにいろいろ苦情や問い合わせが来ているのです

ね。表を見てみると、一番多いのが便乗値上げ、物価上昇問題、それから「一番目が税の仕組みの問題、このとおりでしたか。中身は結構です。」で合計いたしますと、千八百件余りの問い合わせがございました。確かに便乗値上げに関する問い合わせの件数が一番多いのですが、内容を

よく確かめますと、ある程度誤解に基づくようなものもございまして、やはり便乗の可能性が強いなと思われるものは三百件余りでございます。

そのほか、転嫁問題とおっしゃいましたでしょうか。

○近藤忠孝君 いやいや税の仕組み。

○政府委員(勝村坦郎君) 税の仕組みでございますが、これは主に経過措置等に関する問い合わせが多うございまして、例えばワイスシャツの仕立て券の扱いとかそういうようなものの、技術的なものに関しては、便乗せが多うございます。

○近藤忠孝君 大臣お聞きになつたとおり、やっぱり便乗値上げの問題と、それからもう一つは税の仕組みということはまだ浸透していないといふことを思ひますね。それで便乗値上げの反面、さつき申し上げたとおり転嫁できない層がある。だからこれからだんだん国民の中で画然と差が開いていくのだということは指摘したいと思いま

す。

その反面、大企業の方は消費税で逆に得をする場合がたくさんありますね。例えば銀行の場合を見てみると、利子收入は非課税売り上げですが、海外貸し出しにかかる利子收入につきましては、これは輸出免税の規定から仕入れ控除の対象になりますね。したがつて、課税売り上げ割合の算定上、課税売り上げとみなされる。この割合が大きくなつていけば有利になりますね。今銀行どんどん海外進出貸し出しをふやしておりますが、利子と同じように課税売り上げ割合の計算の場合に、課税と同じように取り扱うと少し問題が出てくるのじやないかなということで、債権のようないふなことではございませんので、おっしゃいますように、課税売り上げ割合のいわば調整のような意味で、海外に対する貸し出しを伸ばすというようなことはちょっと考えられないと思ひます。ただし、債券売買のようなもので、これは電話一本で瞬時にやれるような話でござりますので、これを元本の輸出につきましては、利子と違いまして計算上外すことにしております。

かかる税額よりも仕入れ控除の方が大きくなつて、逆に消費税が導入されたおかげで税金が還付されるという、こういうケースも出てくるのじやないか。となりますと、これは銀行、特に对外貸し出しに重点を置く大銀行に有利な制度、これがまさしく消費税的一面じやないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(尾崎謹君) 消費税のようない制度で、国境税調整と申しておりますけれども、消費者に実質的に税を負担していたら制度でござりますから、ある国にとって必要な経費を外国の消費者に負担させることはできないということで、水際で税金をすべて落として輸出をするというやり方をしております。これは各国ともやつてゐるわけでござります。その場合、非課税売り上げでございましても、その非課税売り上げ、例えば御指摘の利子の、貸し付けの例で言ひますと、例えは信用調査でござりますとか、あるいは債権管理でござりますとかに要します仕入れ分というのがありますけれども、輸出されたものにつきましては、御指摘のようつて課税売り上げ割合の計算上課税と同じように取り扱うということをやつておられます。銀行の利子のような場合には、これはありますけれども、輸出されたものにつきましては、御指摘のようつて課税売り上げ割合の計算上課税と同じように取り扱うということをやつております。銀行の利子のような場合には、これはやつぱりある程度の期間貸しておく。貸しておкупることは、それはそれなりのリスクもあるというようなことでござりますので、おっしゃいますように、課税売り上げ割合のいわば調整のような意味で、海外に対する貸し出しを伸ばすというようなことはちょっと考えられないと思ひます。ただし、債券売買のようなもので、これは電話一本で瞬時にやれるような話でござりますので、これを元本の輸出につきましては、利子と違いまして計算上外すことにしております。

○近藤忠孝君
のとおりです。
しかし、利子については私の指摘

それから、消費税はまた財テクに有利な税制だと思います。

受取利子、これは非課税なので、課税売り上げ割合算定上、これは分母、それから受取配当金、これは不課税なので分子にも分母にもかからない。有価証券の譲渡益、これは非課税ですが対価の5%分母にかかる。したがいまして、利子収入の割合がふえますと課税売り上げ割合は下がりますが、配当収入がふえても課税売り上げ割合は下がらない。また、キャピタルゲインにつきましてはわずか5%しかカウントされないので、課税売り上げ算定上極めて有利であります。しかも、これは個別応方式をとりますと、税務署長の承認を受けて、収入金額じやなくて従業員割、床面積割などの割合を使うことができる。そうすると、財テクに入なんの場合、人員なんかもう少ないのですよね。それで多額の収入を上げることができます。この方式を選択しますとさらに有利になつてまいります。

最近、大企業が本来の生産活動よりも手つ取り早く大もうけできる財テク活動に相当力を入れておりますが、まさしく消費税はこういう財テクを走る大企業に極めて有利な制度ではないか。この点どうですか。税の仕組みはよろしいので、簡単に○政府委員(尾崎謙君) 金融取引につきましては、銀行、証券等に限らず一般の事業が行う場合につきましても非課税でございますから、おっしゃいますます財テク部分につきまして当然非課税になるわけござります。その趣旨は、これが資本取引でありまして消費ではないというところから性格上きているわけでござります。

五%ルールについてお話をございましたけれども、証券の売買のようなものは、行つたり来たり短期間で大量になされることがござります。それを全部非課税と取り扱つて計算いたしますと、課税売り上げ割合の計算上非常におかしな結果に

なってしまいますので、これは債券売買はいわば利子分相当の差益を上げるためにやっているわけですが、ますから、選択の問題として、債券売買じゃなしに、例えば銀行預金のようなものをして、そして運用して利子をもらっていたら大体5%ぐらいしか入ってこないわけでございますから、債券売買の場合もその5%相当額を乗っけるということでバランスをとっているわけでございます。

○近藤忠孝君 それから財テクで運用して大もうけができるというのには税特で大分議論があつた点であります。

具体的に見てみると、これは日経新聞の報道ですが、NTTの九〇年三月期の予想売り上げは五兆六千三百五十億円。これを国に納付するまでの預かり消費税は年間千四百五十億円になる見込みであります。これから仕入れ控除額を差し引いた約八百億が初年度納付金になる。しかし、初年度の納付は来年五月でいために、平均残高約四百億が手元に残つて、年間約十億円の運用益をもたらすことになるのじやないか。これはNTTにかかるわらず、ほとんどの大企業がそうですね。消費税で一年間に十億もうかるなんということ、片や転嫁が全く困難な人がいる。こういう税制はやっぱり不合理だとは思わないか、どうですか。これ大臣に答えてもらいましょう。

○政府委員(尾崎謹君) 売上税のときには課税期間を三ヶ月ということにしたわけでございますけれども、それにつきまして、大変面倒くさいという御批判が多くございました。そこで消費税では、法人税、所得税と合わせまして、事業年度ないし暦年で計算をしていただくということになつてゐるわけでございます。その結果といたしまして、税金分を預かっている期間が長くなり、したがつてそれを運用して利益を上げるということになるのではないかという御趣旨でございますけれども、他方仕入れにつきまして、税金分上乗せして払つているわけでございます。その税金分上乗せして払つている分についての、企業にとっては一年についてのファイナンスというものが必要な

わけでござりますから、そういう意味で、仕入れにかかるでいる税についての金利負担のようなものをお負っているところもございまして、企業の状況によって変わってくる話ではござりますけれども、おっしゃいますように、預かりとなつてはいる税の部分が丸々、それを運用している方が運用料になるというわけじゃなくて、仕入れ分は逆に仕上げているという関係にあるということを御理解解いただきたいと思います。

○近藤忠孝君 消費税についてまだ幾つか重要な問題があつて、質問を予定して通告もしておつたのですが、その後もっと重要な問題があつて質問することになりましたので、これで消費税関係はやめておきますので、各省庁お帰りいただいて

今回残つたわけでござりますが、これに係る国費額分につきましては、経常経費系統につきましては地方交付税の特例加算等によつて交付団体の全額を措置する、投資的経費につきましては、同じようく臨時財政特例債の元利償還費の五〇%または九〇%、これは扱いがやや今までとは異なつておりますけれども、それによつて國から交付税特別会計に繰り入れる、そういう形によつて措置することにいたしております。

○近藤忠孝君 この四年間の補助率引き下げによる影響額は、合計四兆九千三十九億円になりますね。それを今言つた地方交付税の特例あるいは地方税率特例、さらに建設地方債に係る國の後年度補てん措置、それぞれ幾らずつ返ることになるのか、それを説明してほしいと思います。簡単でいいですが。

○政府委員(紀内隆宏君) 六十年度から六十三年度までの補助負担率の引き下げによる地方団体への影響額は、普通会計ベースで、おっしゃるとおり四兆九千三十九億円でござります。最終的に国によって措置される分が、このうち二兆五千二百四十一億円、こういう数字に相なります。

○近藤忠孝君 その内訳はどうですか。

○政府委員(紀内隆宏君) 国による後年度の補てん措置といたしましては、臨時特例債の償還時に五〇%、九〇%で国から補てんするものが一兆九百三十億円、それから経常経費に係るものとして、法定加算によって行われるもののが千三百億円、それから暫定加算で、今回その二分の一を国が措置するとしたものが四千二百億円でございます。以上でございます。

○近藤忠孝君 四兆九千三十九億円の影響額について、それによって補てんされるのが二兆五千二百四十一億円。要するに全体の負担かけたうちの一五一・五%しか返還しないということは、逆に地方政府の方方が四八・五%もいわば負担を強いられる事になるわけですね。補てんすると言いながら半分も負担かけて、これで補てんすることになるのですか。

○政府委員(紀内隆宏君) 六十三年度までの補助負担率の暫定引き下げに係る影響額につきましては、先ほどどういう形で補てんするかという方法論を申し上げました。このうち、裏を言いますと、事業費拡大分というやつがござります。投資的経費に係るもので、国費を減額して、その減額した国費を用いて事業費を拡大したことに伴って生ずる地方負担分というものがございまして、この分につきましては、国庫補助対象となる投資的事業がそれだけふえれば、もともとの地方負担という意味では性格が変わりはございません。したがつて、その分につきましては国費による補てんがないといふことの結果、お示しになりましたような総体の補てん割合が五一・五%ということになつてゐるわけでございます。しかしながら、総体といたしまして、今的地方債でカバーしたようなものにつきまして、後年度の具体的な負担が生ずる段階におきまして、総体としての地方財政について問題がある場合には、それぞれ地方財政計画のときに適切に対応してまいり、こういうことでございます。

○近藤忠孝君 理屈はつけても、結局地方自治体に四八・五%も負担させるというこの事実は動かしがたいと思うのですね。

この補てんのうち、地方税率特例、三千六百億円、資料でそうなつていますが、国が負担したようですが、こういう説明になつています。しかし、これは六十一年以降、地方たばこ税の税率を引き上げて毎年千二百億円の税収が見込めるようになつた。それが当たつているからですね。要するに、住民の負担がふえただけで、国が負担したということにならないですね。ですから、要するに、国今まである財源の中から回したものではない、そういうことになりませんか。

○政府委員(紀内隆宏君) 補てん財源の性格があつて、それが国民の負担ではないかというお話をございましたけれども、それは国庫において補てんする場合も、しょせんは何らかの国税の形で補てんがされるという構造に変わりはないと

思っております。

また、たばこ税によって補てん、従前のたばこ税一千二百億円というものにつきましても、これは年々の特例措置という形で行われてまいつたわけございまして、これがたまたま昨年の税制改革の際にましては、国庫補助対象となる投資的事業がそれだけふえれば、もともとの地方負担という意味では性格が変わりはございません。したがつて、その分につきましては国費による補てんがないといふことの結果、お示しになりましたような総体の補てん割合が五一・五%ということになつてゐるわけでございます。しかしながら、総体といたしまして、今的地方債でカバーしたようなものにつきまして、後年度の具体的な負担が生ずる段階におきまして、総体としての地方財政について問題がある場合には、それぞれ地方財政計画のときに適切に対応してまいり、こういうことでございます。

○近藤忠孝君 実質を見てみますと、結局国の実質負担というのは、さつきの額からさらに三千六百億円を引きますと二兆一千六百四十一億円、だから全体の四四・一%ということになつて、結局四八・五%が自治体の負担、そして住民の負担が七三%、こういうことになりますと、結局私は、今回恒久化するに当たつて、これだけやつぱり自治体と住民に負担をかけているのだ、この認識が大変大事だということを指摘して、次に入りたいと思います。

この負担率削減によって国民生活に影響はない、また自治体にも大した影響ないのだというのですが、私は決してそうではないと思います。

例え、六十年度から六十三年度までの四年間の児童福祉関係の影響額が五千八百八十五億円。そうすると、これはやっぱり補助金の大幅削減が措置人員に影響していると思ひます。五十八年度全国で二百一萬六千人だった児童福祉関係の措置人員が、六十二年には百八十八万八千四百人に減少していること、生活保護でもこれは同様に減っております。ただ、これを議論していると時間がかかるので指摘だけにとどめておきます。

問題は、具体的に国民生活に影響を及ぼすといたることなんですね。今までの答弁では、あくまで自治体と国との負担割合の問題であつて、国民生活には影響はない、こういう答弁がありますが、具体的には国民生活に重大な影響が出ています。

一つ事例で申し上げたいと思いますが、これはことし一月に新潟県柏崎市で起きた事例であります。

具体的に申しますと、七十五歳の寝たきり老人が生活保護の申請をいたしました。そうすると、社会福祉事務所が対応したのですが、貯金通帳を出させる、それから、その前数カ月の使途を根掘

り葉掘り聞き出す。これだけで済まないで、嫁いだ娘に行つた二人の娘さんを呼び出して、家族構成、世帯人員の勤務先、資産、収入、ここにその例がありますけれども、もう相当詳細に書くことがあります。

そこで、今のお話で、扶養義務者への扶養照会書の欄に「家族構成、収入等の状況」というのがございまして、これを設けておりますのは、扶養義務者以外の家族の方に扶養義務を求めているといふ意味ではございません。ただ扶養義務者の、つまりこの件で言えば娘さんでござりますね。娘さんの扶養能力を把握するためには、やはり家族の状況も勘案することが必要である、こういう趣旨から求めているわけでござります。したがつて、これは手続としましては適正なものであると考えております。

○近藤忠孝君 扶養義務者以外の者を調査対象に認めるとしても、嫁さんの資産関係の調査などに家族全部書きまして、「主」とあることは世帯主です。それに対してだんなさんはすっかり怒つちやつて、何でおまえの親の生活保護でおれの資産を全部見せなきゃいかぬのか、かんかんになつて怒つてしまつて家庭争議まで発展した。こういふ例があります。

余りひどいというので、新潟の県議会でも取り上げました。その結果、これは人権侵害になるといふことで、県が調査し、是正指導もありました。渋々行き過ぎ部分を削除いたしまして、現在、県の指導を見てみますと、かなり改善されておりまます。その改善の中身を見てみると、さつきの「主」は「本人」に変わつておりますね。本人なら本人でいいのですが、ただそのほかの家族をたくさん書くことになっている。ただ、一応この指摘

いて」のうち、(1)については、あなたの状況を記入して下さい。ここまで丁寧にやれば、これは私は人権侵害状況はかなり改善されると、こう思ふのですが、厚生省、この経過については報告受けておりますか。

○政府委員(小林功典君) 柏崎の件は聞いておりました。私どもの見解を申し上げますと、言うまでございまして、これがたまたま昨年の税制改革の際にましては、税制改革に伴う國なり地方なりの財政の水準といたしまして、從前毎年毎年の特例として行われてまいりましたそのものを、のみ込む形の水準でセツトされたということによるものでござります。

○近藤忠孝君 実質を見てみますと、結局国の実質負担というのは、さつきの額からさらに三千六百億円を引きますと二兆一千六百四十一億円、だから全体の四四・一%ということになつて、結局四八・五%が自治体の負担、そして住民の負担が七三%、こういうことになりますと、結局私は、今回恒久化するに当たつて、これだけやつぱり自治体と住民に負担をかけているのだ、この認識が大変大事だということを指摘して、次に入りたいと思います。

この負担率削減によって国民生活に影響はない、また自治体にも大した影響ないのだというのですが、私は決してそうではないと思います。

例え、六十年度から六十三年度までの四年間の児童福祉関係の影響額が五千八百八十五億円。そうすると、これはやっぱり補助金の大幅削減が措置人員に影響していると思ひます。五十八年度全国で二百一萬六千人だった児童福祉関係の措置人員が、六十二年には百八十八万八千四百人に減少していること、生活保護でもこれは同様に減っております。ただ、これを議論していると時間がかかるので指摘だけにとどめておきます。

問題は、具体的に国民生活に影響を及ぼすといたることなんですね。今までの答弁では、あくまで自治体と国との負担割合の問題であつて、国民生活には影響はない、こういう答弁がありますが、扶養義務者各自の扶養料の分担額を定めるととも

に、一部の扶養義務者が従来負担した扶養料の求償について、他の扶養義務者に支払を命じた」という事例がござります。ちょっととわかりにくいのですけれども、要は、妻の年とつた親に対する扶養料といふものは、夫から現実に取得している金額あるいは取得し得る金額を基礎に、妻が自分で自由に消費できる、あるいは処分できる、そういった範囲で定めるべきだ、こういうことでありますので、あくまで、今の例で言えれば娘さんの夫の方を扶養義務者にすることではありませんで、妻の収入、これを考えるという意味で参考までに書いている、こういうふうに御理解いただければ幸いでございます。

○近藤忠孝君 参考までに書いているというつま

りが、それがだんだん発展してしまって、全く個人的な、本当に関係ないことまで聞くようになる。

実際発展していくものなんですね。ということは柏崎だけの例でないわけです。

例えば姫路市でも昨年四月から一としの一月

まで窓口相談件数は九百十件、そのうち申請受理

五百七十九件、保護開始五百二十七件。ここでも

親族に対して扶養義務者としての照会調査がやら

れて問題になっております。

姫路市のある近郊の家庭に嫁いだ娘さんに対する扶養照会調査では、娘さんが扶助を断ると、月

に一回ぐらい親元へ行くだろう、そのときは手

土産として大根一本でも、お茶の一つでも持つて

いくはずじゃないか、だから保護費から千円引く

と。実際あつたわけですよ。その報告、そんな例な

いというのですか、どうですか。

○政府委員(小林功典君) 今読み上げられたケー

スは私は全く存じておりません。

○近藤忠孝君 実情もつかないで、これはもう

うまくいきますなんというのでは、やっぱりぐあい悪いと思うのですね。

それから豊岡市受給相談件数がこの三年間に

二倍近くもふえています。しかし、受理件数の方

は七〇%から四八%へと減少して、いわば保護締め出し、これが問題になつておるわけであります。

あるかばんの内職をしている六十歳代の婦人の例では、生活保護を申請すると、二十年以上も音信不通になっている養子に扶養通知すると言われた結果、この婦人は死んだ方がましだと。で、やむなく保護申請を取り下げた、こういう結果になつておるのであります。

大臣諸公に知つていただきたいことは、国民生活動に關係ない、今回のこの措置は、といいましても、自治体の現場では實際こういうふうになつておるという、これは動かしがたい事実なんですね。これは尼崎でも同様なことが起きておつて、これは地方議会でも問題になつておることであります。

○近藤忠孝君 調査結果を待ちたいと思います。こういう行き過ぎがどうして起きるのかといふことは、大臣、これ厚生省自身に一つ原因があると、それは尼崎でも同様なことが起きておつて、これは地方議会でも問題になつておることであります。

○近藤忠孝君 調査結果を待ちたいと思ひます。

○政府委員(小林功典君) 今お話を中に出でま

したケースにつきましては、できるだけ調査をい

たします。

○近藤忠孝君 調査結果を待ちたいと思ひます。

○政府委員(小林功典君) 今お話を中に出でま

したケースにつきましては、できるだけ調査をい

調査票がそこにまで及んでいかのごとく誤解される、そういうものをむしろ排除する、そういう書類や通達にすべきだと言つておるのでよ。

○政府委員(小林功典君) 先ほど判例までお読み上げしましてお話ししましたように、今のケースで言うと、夫の方に扶養義務は及ぶわけはございませんけれども、ただ、娘さん自身が親を養うだけの収入があるかどうかという面では、その限りにおいてはやはり調査といいますか、収入の把握というの必要である、こういう趣旨で申し上げているわけでございます。

○近藤忠孝君 そういうことがだんだん拡大解釈され、実際人権侵害が起きているのだということですので、私は改善を求めておきたいと思います。

まだ小沢官房副長官来ていませんが、来るまでもちょっと消費税の質問を省略しちゃつたことがあるのですから、大臣にちょっと指摘をしたいと思うのです。

特に、今度の経済への影響が大変大きいと思うのです。その一つとして、例えば親譜と下譜の関係で、下譜に対して原材料を下譜が持つて取引をした場合と、それから親企業の方がそれを支給して、要するに下譜は工賃だけになつた場合、この場合ですと、計算してみますと簡易課税制度その他で税金がかなり浮いてきますね。親企業がもうかるのですね。となりますが、業者を下譜工賃業者化する、そういう傾向が強まりはしないか、その点はいかがですか。

○國務大臣(村山達雄君) 計算上そうなるかもしれませんね。

○近藤忠孝君 いつも似合わず極めて簡単明快な答弁でしたが、じや計算上そうなりますと下譜工賃業者化する、そういう経済的な傾向が強まりはしないかと思うのです。

私は前回も北陸の繊維業者の話をしましたが、あそこは工賃業者なんですね。となりますと、原材料を自分で持たぬものだから、価格競争力がどんどんどんどん落ち込んでしまって、この間も指

摘したとおり、工賃は後決め。後決めされた場合に、実際消費税軽嫁できるのか、こういう問題を

この間指摘しましたけれども、そういうことが現に起きてくるのだと思うのです。そうしますと、ますます零細業者を劣悪な状況に置いていく。そのことは、しかも消費税が契機になつて、ちょっととした計算ですが、充り上げ二十億ぐらいで計算してみましても、数百万の税金が変わつてくるのですね。となると、そういう傾向が強まり、零細業者をさらに劣悪化する、そういう方向が促進されはしないか、その点はいかがですか。

○国務大臣(村山達雄君) ですから、簡易課税額で得をするか、あるいは今の取引関係の流れで損をするか、その間でやはり市場経済でございますから、どちらを選ぶかということをよく取引業者とも相談して決めていく、やはり競争経済でございまますから損得両方あるだらうと思います、理論の話としては。

○近藤忠孝君 ですから、問題は損と得をどちらがどとののか。これはもう経済法則として力の強い方が得をとり、弱い方が損をとる。現にこの場合に、端的な例として、原材料の支給かどうかというそのことでがらつて変わってきてしまい、しかも工賃業者化した場合には競争力がなくなつて、ますますこれは劣悪な状況に落ち込んでいく、そのことを今の大蔵大臣の話によりますと、それは長い間の話だからお互いに話し合ってくれ。話し合いに任せるのである。そのことに対するチエックをしていくという、そういうお気持ちは全くないのですが。

○國務大臣(村山達雄君) それは貢加工になれば、やっぱりマージン率は高まりますから、だから消費者税の関係では簡易課税を選んだ方が得であろうということです。

競争関係で言うとどちらになりますか。ですから、今までと同じようなことをやつておればいいのだろうと思うのです。從来と同じように売買形式でおやりになつていればよろしい。

それを強者の立場で、不当にもし取引形態を変えていることがあります。これがやつぱり下請代金遅延防止法が働くだろう、こういうことでござります。やはり公正に競争関係で決めていただきたい、こういうことでござります。

○近藤忠孝君 それが公正でなく、劣悪な状況が国がそのことに重大な関心を持つて対処してほしいと思います。

小沢副長官が来てもいい時間になつていますが、まだ来ていませんが、しかし全体の持ち時間がありますので、質問に入つていかぬといかぬのと、自治大臣に一つ質問をしたいと思います。

○委員長(梶原清君) ちょっとと速記とめてください。

(速記中止)

○委員長(梶原清君) 速記起こしてください。

○近藤忠孝君 まず自治大臣にお聞きしますが、

これは八七年五月三十日に盛岡市で開かれた竹下氏の後援組織、岩手長期政策懇話会、その主催の

パートナーに関してリクルートから三千万円の金

が支出されたことが明らかになりました。これに

ついて、この金が政治資金として届け出はされていないという答弁になつておりますが、それは長

期政策懇話会としても、あるいは岩手長期政策懇

話会としても、あるいは竹下氏関係としても届け

出がされない、こう確認してよろしいでしょうか。

時間ないから簡単にしてください。

○政府委員(浅野大三郎君) 岩手長期政策懇話会は、私ども調べてみましたが、自治大臣ま

たは岩手県選挙管理委員会に対して届け出がなさ

れている政治団体の中には、そういう名称はない

ということです。

その他につきましては、私ども御通告をあらか

じめいたいおけば確認できますけれども、そ

こまでは確認しておりません。

○近藤忠孝君 小沢さん、この岩手長期政策懇話

話会は竹下さんの後援会組織だと理解していいです

ね。

○政府委員(小沢一郎君) 竹下総理自身の後援会

えるということになれば、これはやつぱり下請代金遅延防止法が働くだろう、こういうことでござります。やはり公正に競争関係で決めていただきたい、こういうことでございます。

○近藤忠孝君 や、これあなたね、昨年の十一月七日、衆議院で正森議員が質問しましたら、「私の個人後援会でございます」と、ちゃんと答弁してますね。

それから、八五年十月、同じこれは盛岡グランドホテルで、当時大蔵大臣であつた竹下後援会旗上げの準備会、その中心はあなたでしょ。それから、岩手長期政策懇話会の赤坂会長も、これは八七年ですが、パートナー仕切ったのは小沢議員周辺の人たちなんです。私は小沢議員や竹下氏に頼まれた雇われ会長をやつていただけですと。これはもう歴然としているのじやないです。

組織ということではありません。

○近藤忠孝君 いや、これあなたね、昨年の十一月七日、衆議院で正森議員が質問しましたら、「私の個人後援会でございます」と、ちゃんと答弁してますね。

それから、八五年十月、同じこれは盛岡グランドホテルで、当時大蔵大臣であつた竹下後援会旗上げの準備会、その中心はあなたでしょ。それから、岩手長期政策懇話会の赤坂会長も、これは八七年ですが、パートナー仕切ったのは小沢議員周辺の人たちなんです。私は小沢議員や竹下氏に頼まれた雇われ会長をやつていただけですと。これはもう歴然としているのじやないです。

○政府委員(小沢一郎君) 先ほどの先生の御質問は、竹下氏個人の後援組織であるかないかという御質問であったので私答えました。現実的に私の秘書を含む、あるいは後援者を含む人たちが中心になつてやつたことは事実であります。それは否定いたしております。

○近藤忠孝君 この三千万のうち二千万円は青木伊平元秘書に渡されたということを、これあなたが言明したとも耳に入つてきましたが、その事実関係はどうですか。

○政府委員(小沢一郎君) それでは、先ほど内閣の記者会の各社の代表の方に、私から昨日一日で調査した件について報告いたしましたので、その点について申し上げます。

当時の関係者から、私自身秘書を含めて事情を聞いたところ、六十二年五月の岩手長政懇話会のパートナーにおいて報告はいたしており、リクルート社からパートナー券千五百枚三千万円分を購入してもらつて、いたとのことでありました。岩手長政懇話会は任意団体でござりますので、いわゆる政治資金規正法に基づく報告はいたしておりません。また、岩手長政懇話会は将来本格的な政治団体として政治活動をしていきたいと、そういう目的を持って始めたものでござりますので、パートナー

収入から会場費とかその他のいろいろな事前の準備とか、そういう諸経費を引いた残金の中から今後の本格的に政治活動をするための準備の資金ということもありまして、その当時、私の秘書の中から青木秘書に預かってもらうということでお渡ししたということあります。

なお、他のいわゆる日常の若干の経費等々あるべきという予想のもとに今岩手長期政策懇話会の中に、その他の残金はございます。

○近藤忠孝君 任意団体かどうか関係ないと思うのですね。今のお話によれば青木伊平元秘書に渡つたんですからね、これは明らかに竹下さんに對する政治献金そのものですよ。となると、これは届け出違反になるのではないか。

わった数日後でございましたが、岩手県へ参りましたことは事実でございます。その翌日でございました、ゴルフをしたことも事実でございます。」

質問がございましたものですから、それは一番よく事情を御承知だと思われます小沢副長官がそういう御答弁をされておりますから、そういう御答弁をされているのじゃないですかと、こう申し上げたわけでございます。

思いますが、政治資金規正法違反かどうかといふ
疑いがあるのですから、これは厳正に調べていい
かなきやならぬ、こういうふうに思うわけです。
これ自治大臣いかがですか。これちゃんとやら
なきやいけないのじやないのですか。

○政府委員(浅野大三郎君) 政治資金規正法の法律に絡むことでござりますので申し上げさせていただきたいと思いますが、政治資金規正法というものは、いつも申し上げておりますけれども、これは政治資金の收支というものを国民の前に明らかにするということが基本的な目的でございます。

うな話だけれど、竹下總理自身が昨年十一月七日に税制特でちゃんと言つているのですよ。私の個人後援会であると。これは長期政策総合懇話会というちゃんと届け出られた団体の岩手支部だ

に基づく届け出がないということで、重大な問題でありますし、あなたが今おつしやったように、任意団体であるとすると、先ほど小沢副長官はちゃんと青木氏に二千万円渡したというお話をありました。そうすると、任意団体が竹下個人の後援会に対する百五十万の割銀も、寄附金総額も

預けたとおっしゃっているわけではございません。青木元秘書に預けたと、こうおっしゃっているわけですから、その限りにおいて特別政治資金規正法上のいろんな手続その他のことが出てくるとは私には思えません。

行政当局はどういう立場に立つかといいますと、そういう政治資金といつものが国民の前に明らかになる、いわば媒介者という立場に立つわけでございます。ですから、実質的な調査権というものを行政当局には持たされておりませんということをごぞいます。

○政府委員(浅野大三郎君) 午前中小沢副長官か
御答弁されまして、私もこの委員会席で聞いてお

○政府委員(浅野大三郎君) 午前中の答弁をお聞
きしておりますと、何か預かってもらつておると、
こういふふうにお答えになつたよう聞きまし
か。

もって、五年でも十年でもずっと預かり放して、その間にこの資金の運用を幾らやつても問題ないということになれば、政治資金規正法といふのは一体どうなるのですか。○政府委員 浅野大三郎君 そういう預けた形をとるならば、こういうお尋ねでござりますが、

査権がないから小沢副長官自身が自発的に自分で調べになつた結果を、午前中報告になつたとおりでございます。これ以上のことは私どもわかりませんし、立ち入つて私どもが積極的に調査するというような気持ちはございません。

ただ、私どもの今までの社会通念としては、リクルート問題が起きてからやっぱりパートナーとうものは、これから互いに見制をして自衛し

事実を申し上げることができるわけでございますが、そういう届け出も、これは政治団体でないか

○政府委員(浅野大三郎君) 政治団体に対しても寄附があつた場合は、政治団体の方で寄附を受けた方がいたといふことで自省省へ届け出にあつたのですか。

おれは子供たる所で、かの子供たちのことを、おもひ出でます。おまけに、それには、いかな
き附として報告するというわけにも、それはいかないじやないかと思うわけでござります。
○吉井英勝君 それは預けたか預けないかどうかの問題じやなしに、大事なことは、午前中の小沢副
長官の答弁の中でも、あのパーティーというの

いものが、これからお互いに夫婦をして一日同じでいいかなきやならぬという、確かにそういう風潮になつておりますし、自民党自体がそれも今までために検討しておるわけでござりますが、リクルートの問題が起きるまではバーティーというもののは、先ほど選挙部長が言つたように、これは寄附、政治献金ということじやなくして、その收入は事業収入だということで社会通念として預かってきた

ればならないわけですし、しかも、任意団体から
の寄附総額は百五十万円という割合もあるので

よう、竹下氏の政治団体、後援会等の幾つかの会計責任者を務めているわけですね。その方のところへの二千万円、これは預かりということで、今

あれは私の個人後援会でしたとはっきり答弁をして、したがって任意団体でないわけですね。まさかにポスト中曾根、次期総理を目指す竹下氏自身に対してリクルート社が焦点を当てて政治資金を送ってきたということは明白であります。この点

○政府委員(浅野大三郎君) ちょっと私も御質問の趣旨がわからないのですが、先ほどは後援団体ではないか、政治団体ではないかというような御

もできるという、そういうことになるのじゃないですか。だから、この二千万円は一体どういう性格のものなのか、政治資金そのものであると私は

では、自治大臣は、あなたたはたしか竹下派の幹部だと思いますが、竹下派の幹部であり同時に担当の大臣として、これはやはりきつちり解明をしな

お互いにこれは自粛すべきたと、こういう気持ちは持っております。

千円であります。岩手で三千万円、合計五千万円ですね。問題になっているリクルート社にこれだけの五千万円のペーティー券を買ってもらつたという、このこと自体大臣は正當なことといふ、そういう感覚でございますか。

○国務大臣(坂野重信君) 先ほどの最初の二千万の問題にしても、後の三千万と称される問題にしても、やっぱり実態は私どもわかりませんから、わからぬものをもとにして私は意見を言うわけにはまいりません。

○吉井英勝君 実態わからないというよりも、明らかにペーティー券の購入として、わずか十日足らずの間に五千万円リクルート社に買つてもらつたというこの事実は厳然としてあるわけですね。そのこと自体をあなたは異常とも何とも思われないのかどうか、このことを伺つておきますよ。

○國務大臣(坂野重信君) それはきのうも議論がございましたが、集めの方の問題、いろんな過程、プロセスがあると思いますので、その辺のところをただ二千万、三千万ほどこつとその問題、金額そのものばかりおつしやつても、その辺の事情というものが私どもわかりませんからお答えできないということです。

○吉井英勝君 私は、今の自治大臣のお話を伺つておりますでも、これは消費税の問題も同じだと思うのですよね。

四月一日から消費税実施されました。私ども国会議員団が大阪で調査をやりました。私も参りましたが、大根、ニンジン、アジ、サバなど買いに行く主婦が毎日毎日税金取られて怒つておる。それから、商店街へ参りましたが、消費税はお客様からはもらえない、三%の自腹を切つてやつているのだが、いつまでやつていいかわからぬ、早く廃止してほしいという、こういう声とか、物品税廃止だといつても値下がりはちつとも実感としないじやないかとか、経済企画庁にても指摘しております。自治体の七割は転嫁をしないといふ、国

民の声を受けてそういう自治体が生まれているわけですが、消費税に対する国民の怒りにしても、それからリクルート社にわずか十日足らずの間に五千万円ものペーティー券を買い上げてもらつた、そういう問題にしても、今の国民の不信とか怒りとか、国民の本当の声というものが、皆さん方はおわかりじやないのかと、私はそういうふうに思うわけですが、まさに今支持率九%ですか、不支持率六三%、NHKですと七八・五%ですか、そういうところへ示された国民の消費税よりも民主社会の政治家であれば、主権者である国民の声というものをしっかりと聞くべきだと思うのですが、まず私は質問に入るに先立つて、この点で国民の声というものを御存じなのかどうか、大臣どうですか。

○国務大臣(村山達雄君) 私も一日に自分自身で横を見ました。その後、テレビでいろんな報道も知つておりますし、それから大蔵本省、国税庁、税関に寄せられました問い合わせ件数、その内容、それから各関係省庁に寄せられたものも概括して聞いております。概して感じで言いますと、納税者の方も事業者の方も平靜に受けとめておられるという方が一般的な印象でございます。そして、いろんな問い合わせの件数は、漸次顕著に減つてきております。それから、内容は消費者からのものよりはだんだん事業者のものになりますし、仕組みに関する問題が多いようございます。企画庁の方の物価ダイヤルの方には大分便乗値上げの苦情がございまして、これはある種の食べ物であるとか、あるいはクリーニングとか理容、美容のようなサービスのもの、こういったものに苦情が寄せられておるのでございます。

○吉井英勝君 臨調行革により健康保険、国民健康保険、年金、老人保健、児童手当、児童福祉手当等々主な改正のねらいというのは、一つは給付の切り下げ、二つ目に国庫負担の削減、三つ目に国民と地方への負担の転嫁でなかつたでしょうか。

○國務大臣(小泉純一郎君) 福祉の後退とは見ておりません。

○吉井英勝君 臨調行革により健康保険、国民健康保険、年金、老人保健、児童手当、児童福祉手当等々主な改正のねらいというのは、一つは給付の切り下げ、二つ目に国庫負担の削減、三つ目に国民と地方への負担の転嫁でなかつたでしょうか。

○政府委員(末次彬君) 厚生省におきましては、近年、医療保険あるいは年金各制度につきましてさまざま改変を行つてきているところでござります。これは、二十一世紀の本格的な高齢化社会に備えまして、制度間あるいは世代間の給付と負担の公平を図る、あるいは将来にわたって国民の社会保障に係る負担を、経済の発展、社会の活力

しかし、また一方、これが抜本的な税制改革の一環としての消費税である、こうすることをよく御理解いただきまして、そしてこの税が国民经济をよく御説明し、そしてこれが円満に定着するよう万全の構えでまいりたいと、かように考えておられます。今後ともその趣旨に従いまして、ござります。

○吉井英勝君 結局、消費税に対し国民の七割、八割が反対だということはアンケート調査でも数字が出ておるわけです。その怒りもおわかりじゃない。それから、先ほどのリクルートの問題にしても、国民の政治不信、こういうものも全くおわかりじやないという、私は驚くべきことだということを申し上げておきたいですし、そういうことを申しきことをやります改めるべきだということを申し上げたいと思うのです。

さて、厚生大臣に伺いたいと思いますが、補助金の削減。行革の対象というのは社会福祉、中でも厚生省関係ですね、国民から見て厚生省関係が多いのですが、これは国民から見て福祉後退と受けとめられておますが、あなたはどうお考えになつていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○國務大臣(小泉純一郎君) 福祉の後退とは見ておりません。

○吉井英勝君 臨調行革により健康保険、国民健康保険、年金、老人保健、児童手当、児童福祉手当等々主な改正のねらいというのは、一つは給付の切り下げ、二つ目に国庫負担の削減、三つ目に国民と地方への負担の転嫁でなかつたでしょうか。

○政府委員(末次彬君) 厚生省におきましては、あわせて、これからますます高齢者がふえていく。そういう中において、給付と負担のバランスをどうやってとつていくか。そして、租税負担率とかあるいは社会保険料負担率、これもできるだけではなくて、それを負担する人のことも考えなきやいけない。

あわせて、これからますます高齢者がふえていく。そういう中において、給付と負担のバランスをどうやってとつていくか。そして、租税負担率とかあるいは社会保険料負担率、これもできるだけ低目に抑えていくという、全体から見て考えていただきたいと思うのであります。

給付だけ多ければ多い、また負担の方は少なければ少ないほどいいというのはだれもが願うことあります。そしてまた、事業者の方も、今までこんな手数はかかるかのにと。こういう意味で、やはり新税というものは定着するまでにはある期間が必要ものだと承知しております。

まして、福祉の後退という批判は当たらないと思つております。

○吉井英勝君 もともと多いわけでもない給付の方を削り、負担をふやしたというのが事実としてあつたわけでございます。

臨調行革の名による制度改革や、もともと法律上国の負担金であるものの削減などは、これは憲法二十五条で書いておりますように、「国は、

すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、「の向上及び進歩に努めなければならない。」、このことを空洞化させたことは明らかです。国の福祉後退の姿勢というのは、当然これは地方自治体に波及してくるものです。が、地方自治体に波及するというふうに、そういうふうには思われません

○政府委員(末次彬君) 今回の補助率の恒久化でございますが、そもそも生活保護あるいは老人ホームの入所措置等の福祉行政、「これはもう国民生活に非常に密着した行政でございまして、国と地方公共団体はそれぞれの役割を果たしつつ、真剣に取り組んでいかなければならぬ」というふうに認識いたしております。

今回、これらの行政に係ります補助率について改めて国と地方の機能分担あるいは費用負担のあり方等を勘案しながら、他の分野の補助率と一緒に算出しておりますが、今回の措置を講ずるに当たりましては、所要の地方財源措置が講じられておりまして、地方行財政の運営に支障が生じることのないように配慮されているというふうに理解しております。

なお、今回の補助率に係ります措置は、国と地方の費用負担に係る問題でござりますから、国民の福祉水準そのものに影響を与えるものではないというふうに考えております。

○吉井英勝君 まず、厚生大臣の任務というのは、これは憲法二十五条の遵守、福祉後退にそれこそ政治生命をかけても抵抗するという、それぐらい

の氣概を持ってやつてもらいたいと思うわけですが、今も地方との間では、要するに交付税で見るなど、その種のことを調整を図るだけだということですが、しかし全国市長会の決議でも、大阪府など各都道府県からの予算要望などの中でも、福祉の後退を心配して、補助金を復元されたいといふ、これが全国市長会の決議その他でも出されきてのことですね。

○國務大臣(坂野重信君) 御指摘のような、いろんな要望とか決議の出ていることは私ども承知いたしておりますが、きのうから答弁申し上げて、るようには、私どもは補助率の完全復元ということは、まさにことは理想的なことでござりますし、また各地方公共団体はそれを願つておったことは、事実でございます。

しかし、総合的にいろいろ判断をして、最終的にはやっぱり地方の自主財源をいかに充実してやるかということ、補助率の復元等いろいろ総合的に考えて、補助率復元の方はほどほどにして、そのかわり補助率の復元できなかつた分は地方交付税とか、いろいろ午前中もほかの先生方に答弁したとおりに措置したわけでございます。しかし、それで終わるということではございません。中央と地方との権限をどうするか、また財政への負担をどうするかというような問題は、やっぱり国庫負担金の性格と、そして補助金の性格と違いますから、私個人的には、やっぱり負担金といいますか、国が責任を持って面倒を見なければならないナショナルプロジェクトというものは、できるだけ手厚く國の方で出して、それで一般の獎勵的な補助金というものはある程度やはり辛抱して、そなわたりに地方の自主財源というものを一方において充実してやって、そういう中で面倒を見ていくこういうことでございます。確かに国保問題は以前自治大臣も非常に心配しております、厚生大臣とかんかんがくがくやつたということも私も承知しておりますが、私どもではできるだけの範囲内で、地方財源の自主財源という面で面倒を見ていくこうということでやつたわけでございます。

○吉井晃勝君 地方の苦労や悩みを一番知つてもらわなければいけない自治大臣が、余り御存じないということは極めて残念です。地方では先ほども言いましたように、自民党的皆さんも含めて地方財政困難が加速されることは確実だと悲鳴を上げているのですよ。このことはぜひ考え方直してもらいたい、重く受けとめてもらいたいと思うわけ

です。

補助金カットは、地方では子供に対する施策の極端な後退などを生み出しております。例えば大

阪で見ますと、堺市に統いて東大阪市でも公立の学童保育は廃止と。それから能勢町というところでは、保育所を廃止して幼稚園をつくろうという深刻な矛盾が生み出されてきております。大阪の中の農村部に当たる能勢町というところの保育所

廃止の動きをもたらしたのは、実は会計検査院の方が厚生省基準と異なる、保育に欠けなかつたと思われるケースの具体的選別基準を勝手につくつて能勢町へ入つていった。しかもこの任意的検査事項に関して、自治体の固有の権限にまで踏み込んで、事実上いわば検査院基準というものを押しつけるに奉仕したことなどは、恐ろくて

二月十七日付の毎日新聞の方で、「福祉狙い撃ち」の批判も」と、そういう解説を載せておりましたが、今会計検査院の方がやつていらっしゃるもう一つの特徴というのは、大型公共事業などに対するむだ遣いの指摘が減って、厚生省関係の保険医療など社会福祉面でのところの追及が目立つておる、そして一方、報告ではODA関係の指摘といふのが非常に多く、切り込みなどが弱い。早速、これは

昨日でしたが、中曾根前首相の秘書がODA関連で関与したという問題等が報道されておりますが、本来福祉後退に拍車をかけるようなやり方じゃなしに、まさにODAをめぐる疑惑など巨大なものにこそ会計検査院は検査を入れるべきだと思うわけですが、会計検査院の検査の姿勢について、この点を伺つておきたいと思います。

会計検査院は最近、先生ただいま御提言がございましたO.D.Aなど予算が増大している各領域の検査に非常に力を注いでいるわけでございます。その一環いたしまして、社会保障に対する検査も充実させてまいりましたけれども、福祉のねらい撃ちというものはございませんで、あくまでも社会経済情勢の変化に対応した検査を充実

させていこうという、そういうことから来ているものでございます。ただ、社会福祉の分野の検査におきましては、いろいろ弱い者いじめといいうような誤解も生ずることもござりますので、そのようなことのないよう、今後とも会計検査に当たりましては、検査の目的について十分御理解を得られるよう配慮しつつ検査を進めてまいりたい、このように考えております。

○吉井英勝君 弱い者いじめととられるようなこ

○吉井英勝君 弱い者いじめととられるようなことはないようにならうたいということですが、これは当然のこととして、まさにODAその他にこそ批判が出ていくように、巨大なものにこそもつとメスを入れていくべきだ、この点を指摘しておきたいと思います。

の改正で、厚生年金は一〇〇〇年まで改正前に比べて給付額で総額、これちよっと推定の計算入りますが、約七〇%に削減ということになります。国庫負担を大幅に削る仕組みによって給付額を三三割削つたわけですが、今度はその上に六十五歳支給へ。ですから、平均して、一人当たり支給年数にして四分の一、総支給額約一千万円のカットということになります。これは国民にとって到底納得のできるものじやありませんが、国民の納得が得られるものというお考えなのでしょうか。

○國務大臣(小泉純一郎君) 年金制度というのは安定したものでなければならぬ、これがます第
一だと思います。

そこで、給付を受ける方そして保険料を払う方、両方の立場を考え、なおかつ世代間の連帯の上に揺るぎないものにしていくという観点から、今回、我々としては給付水準そして保険料負担、支給開始年齢、この三者をいかにうまく組み合わせ、国民の理解を得るかといった観点から考えておりまして、まず支給開始年齢を現行のとおり六十歳のままでこれから将来も維持していくというならば、給付水準を現行程度に維持している限り、保険料負担は今の倍以上にせざるを得ない。現在でも保険料負担が軽いと言つている人は少ない、重いと

言つているの方の方が多い。そういう中で保険料を倍以上にふやすことが国民の理解を得られるか、なかなか困難であると思つております。逆に、そなでは保険料は上げないで給付水準を現行の七割程度から五割程度にカットすればいいかという御指摘があるように、今よりも七割から五割にせよという声も余りない。そういうことを考えますと、これから給付水準は現行程度を維持する、なおかつ将来の保険料負担が、今でも重い重いと言つてゐる人のことも考えながら、徐々に徐々になだらかな上昇のもとにあつたとしても、最終的にも三〇%を超えない、二六〇%程度におさめるためには、これは支給開始年齢を六十歳から六十五歳までに段階的に時間をかけてやるのが最も妥当で、現実的な案ではないかと思って今提案しているわけでありまして、こういう案というものは、むしろ六十歳の支給開始年齢をそのままにする案よりも私は国民の理解が得られるのじやないかと思つております。

○吉井英勝君 これについては自民党内にもいろいろ異論があつたということを聞いておりますが、施行日は法律で定める日というふうに修正して提出ということです。

そこで伺いますが、この国民年金法等の一部を改正する法律案を読んでおりますと、当初の実施スケジュールは予定どおりと。問題は施行日だけ法律で別に定めるということになりますが、これは六十五歳からへの支給開始年齢を引き上げていくというのを、要するに撤回をするのか延期をするのか、スケジュールどおりでいくのかといふことであれば、当然スケジュールどおりりますといふことの、法律案といふのは表明だと思うのですが、これはそういうことですね。

○國務大臣(小泉純一郎君) スケジュールどおりやらせていただきたい。ただし、施行期日はこれは国会の判断にまつわけであります。いざれ国でお決めいただくわけであります。それがこしやれば十年後から六十一歳になる、二十二年

後に六十五歳になる。来年施行オーケーということになれば、これが九年後になる、六十一歳が。さらに二十一年後に六十五歳になるということでありまして、施行期日は雇用等の問題もありますし、また国民の合意をどうやって得るか、理解を得るかなど、こともあります。そういうことを考えた上で、今の二十二年かけて六十五歳にしていこうというスケジュールは変わらないわけであります。が、施行期日はより理解を得るために篤と御審議をいたただこうという形で分離したわけでございます。

きりしているように、最初六十一歳に引き上げるのは一九八八年からと。ですから、開始するそのスケジュールは予定どおり、そういうことでいいのですね。

○吉井英勝君 ですから、一九九八年から開始するというそれは全くスケジュールどおりであつて、ただ施行日は別に法律で定める。これは本當にことし選挙があるからということで、その辺をあいまいにはかすという、いわば選挙対策でこそこなやり方じやないか。これは国民から批判を受

けても当然じやないでしようか。ですから、こういう点については法案そのものを撤回するべきでありますし、また国民年金財源の負担を減らすと言つてきたわけでありますから、現実は国庫負担を減らして保険料を上げることだけが今進んでゐる。これについても、やはりこれも地方でも自民党的皆さんを含めて、全会一致でもつて年金制度の改悪撤回を求める意見書というのだが、これもこの間大阪府の茨木市議会で決議されておりますように、政府は安易に国民に負担を転嫁するのではなくといふ、こういう指摘をやはり受けとめて、この法案は撤回されるべきだ、このことを申し上げておきたいと思います。

次に、共同作業所の問題についてお尋ねしたいと思いますが、障害者やその親御さんなどが自主

的に運営している共同作業所というのは今どんどんふえています。認可施設が不足しているものですから、無認可の作業所が急増しておりますと、一九八〇年の四十三カ所が八九年には百八十二カ所へ四倍以上になりました。その利用人員というのは八〇年の五百十六名が八九年で二千五百四十八名と五倍にふえている。この点で全国的にも大変な伸びでございますが、なぜこういふふうにふえてきているのか、その点についてどういう御見解でいらっしゃるか、伺いたいと思います。

○政府委員(長尾立子君) お答えを申し上げます。

今、先生お話しの小規模作業所は二十人未満の非常に小さな規模で、親御さんたちが中心にこなされた精神薄弱者の方、身体障害者の方が自主的に行つておられる作業所でございます。先生が今これが非常に増加しているのではないかといふ御指摘がございましたが、この理由といたしましては幾つかのものが考えられるかと思います。

一つは、養護教育の義務化ということが進行いたしまして、こういった精神薄弱者の方々につきまして、中学への進学ということが全員行われるようになったわけでございますが、現実問題といつてしまして、高校への進学が難しいということから、親御さんたちがこういった精神薄弱者の方々について、小規模でも作業所を設けたいという御希望が非常に強くあるということが一つの原因かと思います。

もう一つは、認可施設につきまして、今申し上げましたように、二十人という規模がござりますし、それなりの施設の整備等が必要でございますので、これがなかなかできがたいといふ要素があるのが思っております。

○吉井英勝君 共同作業所というのは全国的に非常に急増しておりますが、その理由は、今もおっしゃったように、養護学校義務設置制の実施以来十年たちまして、卒業生が出てこられて、私もいろんな方とお会いしましたが、卒業後せつかく学校に行つたのにまた在宅になるというこれまでの

事情があつた中で、共同作業所に希望の光を見出したという、そういうお母さんの方の声を随分私も聞きました。

こういう実態にあるのに対し、ただ、現在障害者雇用対策なんかは非常に立ちおくれていてる問題などもありまして、これはいよいよ充実させていかなきゃいけないと私は思うわけです。

そこで厚生大臣にちょっと伺いたいのですが、無認可の共同作業所などお訪ねになつたことござりますか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 無認可のは大臣になってからはありません。

○吉井英勝君 これもぜひ一度訪ねていただいて、その実態を把握していただきて、そこに働いている人たちの生き生きした姿も見ていただきたいし、ぜひ父母の皆さんともお話し合いもしていただきて、今日どういう状況に直かれているか、そういう中でどんなに必死の思いで運営に当たつていらっしゃるかということをよく聞いていただきたい。これはそういうふうに要望しておきたいと思うのです。

そこで、労働省の方に障害者雇用の問題としてこの実態をつかんでいらっしゃるかということと、認可作業所への補助というものは厚生省の方でやつておりますが、無認可の小規模になると、これは國の方でも何もない。ところで、共同作業所が障害者の就業施設であり、同時に職業訓練的性格を持っていることも考えますと、労働省としても心配をしてもらわなきやならぬと思うわけであります。

そこで、一九八五年十一月十四日の参議院社会労働委員会で山口大臣は、共同作業所は障害者の父母にとても御當人にとりましても大変有効に機能しておる、援助というものがどういう形で可能か十分前向きに検討しなければならぬという御答弁をしておられます。大臣の国会答弁というの

は非常に重いものだと私は思いますが、そこで労働大臣に伺いたいのですが、今の問題について、これはさきの大臣も十分前向きに検討しなければならぬということでおざいます。

私は、全国で最悪の過大校である大阪府立和泉養護学校高等部を見てきました。生徒数は二百七十六名で、文部省の指導を受けともと百五十五名規模の学校として建設したわけですから、今まで約二倍。その結果、言語訓練室、心理治療室、相談室、職能室、図書室がすべて普通教室に転用されています。

○政府委員(竹村毅君) お答え申し上げます。

私どもにおきましても、いわゆる小規模作業所につきましては事例調査も行っておりまして、その結果、平均的なものを申し上げますと、一週当たり五ないし六日程度通所するとか、そして一日平均四、五時間の作業時間、一月平均五千円から一万円の手当を得ているというのが平均的な形態だというふうに思います。

将来的には、いわゆる社会福祉法人への移行をして、したがいまして、雇用というよりも生きがい対策的な面が非常に強いと思われますけれども、中には一日八時間程度の作業を行つてある例も少數ではございますけれどございます。そう

希望しているところが非常に多いわけでございまして、したがいまして、雇用というよりも生きがい対策的な面が非常に強いと思われますけれども、中には一日八時間程度の作業を行つてある例も少數ではございますけれどございます。そう

いうものにつきましては、私どもの身体障害者の雇用促進その他にあります助成金その他が利用できるところには利用していただいて、これからもういろいろな面でお手伝いしたいというふうに思つております。

○吉井英勝君 労働大臣は、言つておいたのです

が、大臣はいらっしゃらないですね。さきの大蔵の答弁もありますので伺いたいということで事前に通告しておいたのですが、これはこういうことでは困る。今、大臣じゃない方の御答弁しか得ないのですが、労働大臣の方はやはり真剣に検討、研究してもらいたいということを重ねて申し上げたいと思います。

次に、養護学校に關係してですが、全国の知恵おくれの養護学校の過大校ワーストテンのうち大阪が五校あります。その高等部の状況、またワーストテンのうちやはり大阪が六校で最悪といふ事態であります。しかしながら、それを一律に学級数等によって全

までは、各学校の実態、地域の実情を十分考えて行わなければいけないというふうに考えております。しかし、それを一律に学級数等によって全までは、各学校の実態、地域の実情を十分考えて行わなければいけないということを定めるということは、委員も十分御承知のとおりなかなか困難な状態にあるということが実態でございます。

ります。

私は、全國で最悪の過大校である大阪府立和泉養護学校高等部を見てきました。生徒数は二百七十六名で、文部省の指導を受けともと百五十五名規模の学校として建設したわけですから、今まで約二倍。その結果、言語訓練室、心理治療室、相談室、職能室、図書室がすべて普通教室に転用されていました。中には板一枚で特別教室を二つに仕切つて、入り口のドアが真ん中にはないものですから幾らでも授業中でも行き来できるという、そ

ういうものがありました。実習用の農園もつぶして

プレハブ教室をつくりたとか、それから百名の先生が一つの教員室に入っているとか、これまで一人一人の子供の知恵おくれの実態に合わせた指導ができたのですが、数がうんと多くなつたものですから、父母を含めて検討したいという先生の熱意があつても、父兄の皆さんの願いがあつても過密過大で大変だという実態が生まれています。また、子供さんの中にはほかの教科で出でますと、今度自分の教室がわからなくなつててやわんやするとか、先生もあとちゃんと見つけ

ます。また、子供さんの中にはほかの教科で出でますと、今度自分の教室がわからなくなつててやわんやするとか、先生もあとちゃんと見つけ

ます。また、子供さんの中にはほかの教科で出でますと、今度自分の教室がわからなくなつててやわんやするとか、先生もあとちゃんと見つけ

ます。また、子供さんの中にはほかの教科で出でますと、今度自分の教室がわからなくなつててやわんやするとか、先生もあとちゃんと見つけ

ます。また、子供さんの中にはほかの教科で出でますと、今度自分の教室がわからなくなつててやわんやするとか、先生もあとちゃんと見つけ

しかし、そうは申しましても、今委員御指摘の

ような実態といいうものがあるわけでございます。で、設置者であるところの都道府県等において、学校規模がだいま御指摘のような過大な状態なために教育上の支障が出たり、施設等問題があるためには、それは文部省が新設を抑えてきたのですが、それは文部省が新設を押えてきたという判断が下されて分離、新設を行うというような決定がなされた場合には、文部省といたしましては国庫補助金の執行に当たつて優先的にこれを探してまいりたい、このように考えております。

○吉井英勝君 この八年間、ずっと大阪では養護

学校が新設されないので過密状態がひどくなつたのですが、それは文部省が新設を押えてきたということじやなくて、府の方からさえ出でてくれればやるということですね。

○国務大臣(西岡武夫君) そのとおりでございま

す。吉井英勝君 次に、八〇年代の初めに大蔵省の方で歳出百科を出されておる。予算の抑制、削減、特に教育分野で言いますと私学助成に重点的に絞つてやつてきました。その結果、この私学助成の総額抑制方針によつて深刻な影響を受けております。

現在、八一年から八八年までの私学助成というのは、高校以下がマイナス四十一億円、大学はマイナス三百六十二億円と削減されました。一方、この間、納付金は高校で二九七%、大学は三二・七%増で、今私立に入学すると平均で大体大学は百万、高校五十万はかかるという状態になつておられます。これはやはり、国の補助金削減が国民の負担増をもたらしたということは明らかであります。

そういう中で、全国二千万の私学助成を求める請願というものは毎年のように提出されてきて、国会では八一年以来二十九種三百八件、この私学助成の請願については採択をいたしておりますが、この請願の重みをどのように受けとめていただきているのかということと、もう一点あわせまして、さきの国会で中島前文部大臣は、立法精神に経費

負担の軽減をうたい、法的にも五〇%以内とあるが今は約一七%である、国会決議もあり、私学の役割からも助成の充実に努めると約束され、竹下総理も文部大臣と同意見ですと答弁されました。西岡文部大臣、村山蔵相、皆さんも中島前文部大臣や竹下総理と同じ見解で私学助成については頑張つてもらわるのかどうか。この点、請願の重みの認識と二つあわせて伺いたいと思いま

す。

○國務大臣(西岡武夫君) お答えを申し上げます。文部省といたしましては、国会請願についての重みというものを十分認識いたしているところでござります。

それと、ただいま御指摘の私学助成の問題につきましては、現在の私学振興助成法、私立案者の一人でございまして、この法の目的を達成するため文部大臣として全力を挙げて取り組みたい、この決意でございます。

○吉井英勝君 その法の第四条、立法目的、国会決議などにしても、国の方は二分の一以内となつておりますが、できるだけ速やかに二分の一とするよう努めるということ、どのように達成を目指して努力していただけるのかといふことが一点。もう一つは、いよいよ私学は今急減期の問題を抱えております。この十年間で見ましても、今後十年見ても、現行の公私間比率で推移したとしても生徒数は三〇%減少が見込まれる。そこで、私学経営を維持しようとする学費は二倍に、この生徒急減期の私学助成として現在過疎県の私立高校に特別補助を特殊な社会現象として計上しているように、やはり一般的な経常費補助と異なるいわば急減期対策特別助成とでも呼ぶべき措置が必要ではないか。その点についてのお考えを伺いたいというのが一点目です。

最後にもう一点の三つ目は、高校の詰め込み学級というのは国際的にも教育的にも日本の場合異常な事態ですが、公立で四十七、八人学級、私学で見れば一クラス五十人を超えているところがありますが、まさにこの急減期というのは詰め込み学

級を改善するチャンスであり、九一年度で小中学校十年計画を達成すると総理も約束をしておられます

が、引き続いて高校の定数改善のときだと。公立三十五人から四十人、私立にもその方向で助成するなど抜本的な対策を今こそ準備すべきときじゃないかと思いますが、以上の教育についての三点、文部大臣に伺いたいと思います。

○國務大臣(西岡武夫君) お答えいたします。委員御承認のとおりに、財政事情は非常に困難な状況にある中で、私学助成、文部省といたしましてはできる限り法律の定める目標を目指して努力してきているところでござりますけれども、何分にも教育費の総体の金額がふえているというたために、残念ながら国の助成しておりますところの金額が、全体の私学において必要とされている経費に占める率がなかなか上がっていないということで非常に苦しんでいるところでござりますけれども、できるだけ目標に沿って今後とも努力していくべきで、この時点ではその決意を申し上げるほかはないわけでございます。

急減期の問題につきましては、御指摘のとおり

に、これから学童生徒の数が減少していくというこ

とにつきましては、文部省といたしましても真剣に取り組んでいきたい課題の一つでございます。

○政府委員(勝村垣郎君) お答えを申し上げます。

消費税は四月一日から実施されたわけであります。

井上裕君が委員を辞任され、その補欠として上

杉光弘君が選任されました。

○栗林卓司君 補助金の問題について伺う前に、消費税について二、三お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(勝村垣郎君) お答えを申し上げます。一日以来五日間で我々のところにあります物価ダイヤルへの問い合わせ件数は千八百件超えておりますが、その中で確かに便乗値上げではないかという苦情の件数が一番多いことは事実でございます。

それらの内容を見ますと、再度申し上げておりますが、かなり特定の業種に限定されておりまして、大体飲食関係、環境衛生関係、それから一種のサービス関係と申しますが、そういうところでございまして、これまで商品を仕入れをして販売する一般的な小売店等についての便乗値上げという苦情は全く来ていないのが実情でございます。そういう意味で、業種としてはかなり限定されたものについてそういう便乗値上げ的な行為がある、これはある程度事実であろうと思います。

ただ、昨日ちょっと申し上げましたが、逆に自分のところは全然値上げをしてないのに、まるで自分の業界の業者全体が値上げをしているような報道がされたのは甚だ心外であるというような苦情もございました。これも件数から見まして、今までいくわけになりますので、この財政事情等を勘案いたしまして、各都道府県における私学助成のあり方との関連の中でこれを推進してまいりますが、基本的な検討が必要な努力をしてまいりたい。

○栗林卓司君 いますが、今具体的な案を申し上げることはお許しをいただきたいと思います。

○委員長(梶原清君) この際、委員の異動について御報告いたします。

○栗林卓司君 井上裕君が委員を辞任され、その補欠として上

杉光弘君が選任されました。

○栗林卓司君 いますが、今具体的な案を申し上げることはお許しをいただきたいと思います。

○栗林卓司君 いただいた物価局の資料によりますと、そば、ラーメン、弁当、理容、クリーニング等に対して便乗値上げではないかという苦情が集

中している。特定の業界にそういった苦情が集中しているというのをおつしやったわけですね。

か、今のところこれだけのデータでは判定しかね

ପ୍ରକାଶକ

変える変えないという問題はやはり全納税者に同

制調査会の「平成元年度の税制改正に関する答申」

等の関与している業種であることは確かでございます。ただ、環境衛生組合までの間で、これは厚生省の方に十分改善指導をしていただくよう申しまして、既に都道府県を通じましてそういう改善の対策を厚生省の方でおどりいただいているというふうに承知をいたしております。

○栗林卓司君　環境衛生関係の業者というのは、おおむね課税売上高三千万未満の免税業者である場合が多いと思いますね。規模からいって、そうすると、これ免税業者でありますから、仮に三%を転嫁して、それはもうどこからも文句は言われないやと言つてみたつて、今度は消費者から見ると、その三%が国庫に納付されないわけでありまですから非常に複雑な気持ちになる。この過程につ

人でござりますと、一番最後が三月決算で五月納税になるわけでござります。これが大部分でござります。したがいまして、全体を見るというのには、ワンラウンド見るのでもそれが必要であろう個人でございますとこれは全部来年の三月末に出てくるわけでござります。この辺がやはり一つめどではないかなというふうに我々は見て いるよ

の中に、何分この税になれていない我が国のことであるからと前置きをつけて、これがなじむようになに不穏の努力を行う必要があると一応書きながらつけ加えて、税負担の公平確保を求める国民の声は大きいと書いて、「不公平税制のは是正に努めるほか、所得・消費・資産等の間で均衡がとれたるよりよき税制の姿を求め、土地をはじめとする資産に対する課税のより一層の適正化の検討も含

りませんので、劇場なんかの興行場法というのですか、要するに劇場なんかですね。そこの切符なんかも便乗料上げがあつたのではないかといふ新聞記事もちらほらしておりました。この法律は、これ自体が共同行為を認めている法律ですからね。しかも困ることは、この共同行為をしようど

いて政府そのものが関与している、そつ受け取ら
れている。これは受け取られてもしようがないの
ですよ。したがって、そついたものであればあ
るほど神経を使って指導の徹底をしていただかな
いと困るのですよ。この点を特に申し上げてお
たいと思います。

けでござります。

め、不斷の努力を行う必要がある。」こう書いてあります。まことにこれは税制調査会の指摘されたとおりであろうと思ひます。

するところと厚生大臣の認可を受けなければいかぬ、こうなつておるので。そうすると、便乗値上げではないかと疑問を持たれている値上がりというのは、全部厚生大臣の管理監督下にある。それが疑問を持たれるというのはいかにもふぐあいなことです。なんで、実際に個々の料金が厚生大臣のところはどういたしましようかと上がつてくるかどうかは知りませんよ、とにかくこれは厚生大臣の監督下にあることは事実なんですから。そこで、便乗値上げではないかという疑いを持たれるようなことは、ぜひ努力をして絶無にしていただきたい、この点をまずお願いをし、見解を求めておきたいと

そこで、消費税について、見直し条項との関係で、定着をした状況を見ながらいすれば見直しをいたしますという趣旨の御回答がございましたが、この見直しというのは具体的にいつの時期にあるのはその重点は何に閑して見直しをしていかれるおつもりなのか、この二点について大蔵大臣の御所見伺いたいと思います。

○国務大臣(村山達雄君) 今見ておりますのは、定着状況を見ているわけでございますが、最初はやはり事業者、それから消費者、これがどれぐらいいなれてくるか、まずはなれてくるというそういう落ちつき方であろうと思います。

しかつて、一番早い内況が、こまほんな去人

○栗林卓司君 見直しといいますと、よく課税制度がどうあるのか、今度は逆にした場合にはどういうことになるのだろうかということまで見きわめにつ、やはり将来の対策を立てる必要があるのじつはないかな、そんなふうに考えております。

○政府委員(勝村坦郎君) ただいまの環境衛生關係の問題につきましては、なお一層データ等を精査いたしながら、厚生省、また仮に共同行為的な背景が疑わしいというような場合がございましたら、公正取引委員会とも十分連絡をとりながら、さらに一層対処をしてまいりたいと思います。

なお、一部のものにつきましては、厚生省だけではございませんで、農林省の所管の部分あるいは通産省の所管の部分というのもございますので、これら関係省庁には十分対処していくべく、うに連絡をし、既に対応を進めていただいている

でござりますけれども、四月決算、五月決算、それから六月決算、七月決算、その人たちが九月末に申告納税してまいります。そのときにはどのような納税をされるのか、つまり簡易納税者、簡易課税の人が簡易課税をどちらに選択されるのか、その人たちの値づけはどうしておったのか、結果としてどういう転嫁をしたのか、ここがひとつ要るんだろうと思います。それは一つのあれでござりますが、そこで一つのある程度の答えが出るかもしません。

しかし、こういうものは、よく考えてみますと、

うし、それから、よくそれは值決めであります。お答えが出てまいりますけれども、その値決め最も健全に作用するためには、転職カルテルで公表されるようなあの緊急措置も、これは見直しの結果排除していかなければいけないかも知れませんし、そういった幅広い角度から見直しをされ、こう理解してよろしくうございますか。

○国務大臣(村山達雄君) おっしゃるとおりでございます。経済に及ぼす影響その他、広範な観点がやはり必要であろうと思っております。

○栗林卓司君 続けてお尋ねをするのですが、お

いつものに恐らくなっていくのだろうという感じがするのですが、土地基本法を受けた土地税制の構築作業というのは、大体どこで、どんな段階で、どうして進んでいくことになりましょうか、お尋ねいたします。

うに連絡をし、既に対応を進めていただいている

しかし、こういうものはよく考えてみますと

○栗林司君 続けてお尋ねをするのですか 我

制を活用する際には、総合的な土地政策の一環として

して、関連する制度、施策の整備を踏まえながら実施することが必要ではないかとかねがね私ども考えておりまして、今般、土地基本法案が取りまとめられたわけでございますけれども、これは土地についての基本理念を定め、土地対策の総合的推進を図るためのものでありますし、先生今御指摘になりました十四条関係の次に十五条というのがございまして、そちらでは、国等は「土地についての basic 理念にのっとり、土地に関する施策を踏まえ、税負担の公平の確保を図りつつ、土地に関し、適正な税制上の措置を講ずるものとする」というように定められておりまして、この土地基本法の精神にのっとりまして、私ども他の施策との関連を見ながら、適切に税制の問題を考えいかなくてはいけないと考えております。

土地税制を今後検討していくに当たっては、こ

うした土地基本法の趣旨や、それに則して講じら

れる関連諸制度、それから施策の整備を踏まえま

して、税制調査会にもお諮りしながら適切に検討

を進めてまいりたいというようになります。

○栗林卓司君 土地問題は、有権者国民の合意を

得ることが非常に難しい微妙かつデリケートな分

野でありまして、だれしもそこに問題の所在と解

決への意欲を持ちながらも、手を差し伸べること

ができなかつた。それであるだけに、今回の土地

基本法までともかくも議論がたどり着いたと

いうことは、私は大きな前進だと思うのですね。

したがつて、もちろん税制調査会の議論を踏まえ

て構築されるのでありますしあれども、海外な

どの例をも参照にしながら、しかも土地は非常に

急がれる問題でありますし、たしか国際機関から

も土地が日本経済の問題点だ、この改善が何より

も急務であるということは再三にわたって指摘さ

れているわけでありますし、この点で特段の御努

力をお願いをして、この項の質問は区切りたいと

思ひます。

今回の御提案の特徴は、とにかく補助率を恒久

化する努力が払われて、いわばその成果の一つが今回の御提案になつてゐる、そう理解をしておる

のであります。恒久化に当たつての考え方といふのは、臨時行政改革推進審議会の「今後における行財政改革の基本方向」を踏まえたものである

と理解をしておりますけれども、そうなります

と、国と地方が等しく分かち合う性格の事業については二分の一、さらにそれより高い補助率とし

ては三分の二、それより低くても補助目的が達せられるものについては三分の一、一応こういった

原則を踏まえて補助率そのものの簡素化をも図るべきであると行財政改革の基本方向でも述べておりますけれども、一応これを踏まえたものとして

今回の補助率の恒久化が御提案されている、こう理解してよろしくございますか。

○政府委員(篠沢恭助君) ただいま先生御指摘のとおり、昭和六十一年の六月に行政改革推進審議

会の答申の中で、そのような御提言がござります。

また、それよりも前に、昭和六十一年十二月の補助金問題検討会、いわゆる有識者の検討会でござ

ますが、この報告の中でも同様の提言が出されておるわけでございます。

今回、恒久化をするときにはどういうふうに考え

るかということで、省庁間の検討会でもいろいろ

な議論があつたわけでございますが、一つの重要な御提言として、ただいまの御指摘のような考

え方というものを念頭に置いておるわけでござ

ります。そういうことでござりますので、このよ

うな長期給付の性格にかんがみまして、その経費

につきましては国と地方で同等に責任を分担する

ということです。負担割合を二分の一に復元するこ

とにした次第でござります。ただ、財政的負担も

考慮いたしまして、二年間でこれを一対三に分け

て負担割合を復元するということにしておりまし

て、平成元年度は八分の三、平成二年度から二分

の一というふうにしている次第でござります。

なお、恩給費につきましては、これは平成元年

度から一般財源にしたわけでございまして、これ

は昭和三十一年から追加的に国庫負担の対象とさ

れた経費でござりますし、また退職者に係る経費

といふことで、在職者に直接関連を有する人件費

でないという観点から、そのように措置した次第

でございます。

○栗林卓司君 平成二年度までの暫定措置として、共済追加費用等は三分の一の補助率。これは平成二年度までの暫定措置としなければならない理由

は。というのは、昭和五十九年度の暫定補助率が二分の一だったわけですね。平成二年度までの暫定措置としなければならない理由は何であったのか

でありますけれども、義務教育費国庫負担法の一部改正にかかる部分でありますけれども、共済長期給付などについては二分の一の補助率で恒久化したわけで

ありますね。先ほどの考え方を踏まえた恒久化と

いうことは、補助の性格をより具体的に示すことになると思いますので、共済長期給付あるいは恩

給について、これは国と地方が等しく分かち合うべきものであるということをこの二分の一といふ

補助率は述べているのに等しいということなのでありますようか。こういった見方について、文部省当局はどうのように考えておられますか。

○政府委員(倉地克次君) 今先生の御質問になります。

○政府委員(倉地克次君) 今先生の御質問になります。

ました共済年金の長期給付に要する経費でござりますけれども、これは職員の退職後に支払われる

共済年金に係る経費でござりますけれども、こう

した将来の共済年金の支給に要する経費を、本人と使用者が在職中に折半して負担するものでござ

います。したがいまして、在職者に直接の関連を

有する人件費というふうに考えられるわけでござ

ります。そういうことでござりますので、このよ

うな長期給付の性格にかんがみまして、その経費

につきましては国と地方で同等に責任を分担する

ということです。負担割合を二分の一に復元するこ

とにした次第でござります。ただ、財政的負担も

考慮いたしまして、二年間でこれを一対三に分け

て負担割合を復元するということにしておりまし

て、平成元年度は八分の三、平成二年度から二分

の一というふうにしている次第でござります。

なお、恩給費につきましては、これは平成元年

度から一般財源にしたわけでございまして、これ

は昭和三十一年から追加的に国庫負担の対象とさ

れた経費でござりますし、また退職者に係る経費

といふことで、在職者に直接関連を有する人件費

でないという観点から、そのように措置した次第

でございます。

○栗林卓司君 理屈としてはいろいろ出入りがあつたとしても、結局はネゴの結果決まっていくもの

言つてみれば恩給費と共済費の中間的なところに位置するのが追加費用などではないかといふ

負担率といふことになつた次第でござります。

○栗林卓司君 理屈としてはいろいろ出入りがあつたとしても、結局はネゴの結果決まっていくもの

言つてみれば恩給費と共済費の中間的なところに位置のが追加費用などではないかといふ

負担率といふことになつた次第でござります。

という意味でありましょうか。

○政府委員(篠沢恭助君) 大臣間の覚書にござりますとおりに、今後二年間の暫定措置として、暫定期間終了後の取り扱いについて今後これから鋭意引き続き検討を行いたい、そしてその間特に公共事業に係る補助負担率につきましては、関係省庁が多うございますし、また複雑な経緯もござりますので、関係省庁間の検討会を設置して総合的に検討を行いたいということでございます。あくまでも今後二年間の暫定措置として、昭和六十三年度までの暫定補助率をそのまま使わせていただきたいということでございます。

○栗林卓司君 本来の考え方としては、国として負担すべきもの、地方として負担すべきもの、それがまず前提としてあります。その上で補助率はどうあるべきか、こういった議論になると思うのです。

そこで、公共事業についてまずお尋ねをしてまいりますと、昭和六十年以来数次にわたって補助率の引き下げをしてまいりましたけれども、補助金そのものの総額はそう減ってきたわけではありませんでした。これは当たり前であって、内需の拡大を基調として予算を組んでくるわけでありまますから、公共事業の事業費分が拡大すれば、補助金そのものが額として膨らんでくるのは、これ当たり前のことであります。ただ、内需の拡大という政策目的に照らして、平成一年度までの暫定措置の補助率の数字を眺めておりますと、國と地方の分担というのは、大体どのような理屈が立てられるのでありますか。

○政府委員(篠沢恭助君) 公共事業の補助率は、從来から國の施策としての重要度、それから受益範囲の特定性でございますとか、それから事業の緊急性、財政状況などを勘案しながら、バランスのとれた社会資本整備というのが進むようになります。この観点から、そのときどこにおいて設定をされてしまっております。

現在までの暫定期間中の補助率は、六十年度、六十一年度、六十二年度、それぞれの予算編成の

際に、その当時の厳しい財政事情のもとで、国費は抑制しながらも事業費を確保するという観点から主として引き下げを行い、個別、具体的に検討の上設定をされた。バランスをとつてある程度抑制をするが、特別事情のあるものはある程度カット率を抑えるといったようなことで、やや個別に検討した面もございます。

○栗林卓司君 景気対策として公共事業を考えた場合ですけれどもそれは別な言い方をして、内需の拡大をするための公共事業、こう受け取られて結構なんですが、景気対策としての公共事業の役割、比重ですね。それはだんだんと変わってきたのだろうか。というのは、国として景気対策を始めた段階で、公共事業をそのための手段として考える方がいいのか、あるいはもつと金融政策を含めた手段に訴えた方が適切なのかという議論にもなるわけでありますけれども、ずっと補助率は下げたけれども補助金そのものは減つてこなった経緯を見ていますと、公共事業に関する補助金の特徴というのは、一遍ふやしたら減らなりといふことなんです。そこで、景気対策の手段として公共事業を多用するというのは、むしろ財政の対応力を奪うことになるのですね。金融政策、金利政策を含めた複合的な手段で国的目的である内需の拡大あるいは景気対策をする方が正しいのではないかと見えます。

そこで、從来から景気対策というと公共事業といつてまいりましたけれども、それを今見直す時がいたしますが、その点は御所見はいかがですか。

○政府委員(篠沢恭助君) その点は、財政当局及び公共事業執行に当たられる経済官庁とでは、多少見方が違う点もあるかもしれません、まず私どもの方からお答えをさせていただきますと、やはります公共事業関係費の総額でございますが、昭和五十年代の後半、六兆六千五百五十四億という数字ですが、ひとつ御所見をいただきたいのは、どう公共事業総額が数年続きましたが、これがピークでございましたし、その後昭和六十二年度までの

ざいまして、公共事業費の総額は六兆八百二十四億というレベルに下がったわけでございます。その後、御承知のとおりNTTの活用事業が入りまして、これによります公共事業の執行というものがふえてまいりましたので、平成元年度では七兆四千二百七十四億、こういう姿になつたわけでございます。

これに見られますように、公共事業関係費それ自体は全く減らないということではなかつたわけでございますが、他方、先生御指摘のように、事業費で見ますと、まさに補助率の削減によって事業費確保を図るといったような対応もいたしました結果として、公共事業の総事業費はずつと引き続き増加を遂げてきたということは事実でございます。

公共事業の経済政策上の意味といふのは、やはりお話しのよう、次第に変わつてくる面もあるかと思います。御指摘のように、財政のみならず金融的な手段、財政投融資等も含め、それからまた同じ公共事業でございましても、その執行を

私どもは、基本的に経済対策としての効用が公共事業にあることはもちろん認めながらも、より基本的には、このよくな社会資本整備水準を、来るべき二十一世紀までの間になるべく良質なストックを積み重ねていくことを基本に考えておるわけでございます。そういうことからいたしまして、かなり多角的に経済対策といふものは考えておけるのではないかという気はしております。

公共事業費を今後とも確保、拡大していくことが、先ほどいろいろ御議論のあつたようなことを踏まえながら、國の財政状況等も踏まえながら、も踏まえながら、公共事業費を今後とも確保、拡大していくことが必要だというふうに基本的に考えております。

それから、ただいまの直接のおただしの一言で言えば我が国建設市場への外国企業の参入問題といふことになろうかと思います。

この点につきましては、我が国の建設投資はおむね今六十兆円台になつておろうかと思ひます。おもね今六十兆円台になつておろうかと思ひますが、大体官民の比率で分けますと、常に毎年六割は民間、四割が公共事業でございます。六割の民間市場につきましては、全く制約はないわけでございますから、もちろん建設事業を行つ上で、日本建設業法に基づく建設業許可をお取りになるなど、前提条件を具備されば、民間の工事については全く何の制約もないのです。自由な競争でお

とりいただけいいと思つております。

さてそこで、残りの約四割の公共事業につきましては、先生も御案内のように、これは世界各国ともいろいろな意味で、貴重な国民の税金等を財源とする事業でございますから、何らかの意味で事業者をチェックすることはやつております。

アメリカはよく一般競争入札と申しますが、例えばボンド会社のボンドを取つてこいということがあるわけです。その際に厳しいチェックが行われることは、御高承のとおりでございます。

そこで、たゞあそつはいましても、日本の公共事業につきまして、いろいろな日米政府間の合意に基づきまして特定プロジェクトを習熟の場として与えているようなこともありますから、方向性としては先生がおっしゃつたようなことがありますかと思ひます。

公共事業市場がどんどん開放されるという実態になるのかどうか。これはやはり、アメリカを中心とする各企業の今後とも絶大な御努力も必要ではないかとさうに考えております。

○栗林卓司君 お尋ねしたいことはおおむね粗っぽくお尋ねをしてまいつたわけですねけれども、実は大蔵大臣に所信についてお尋ねをする機会を得ないまま本日の審議になつたのですから、所信を伺うという意味で一点だけお尋ねをさせていただきたいと思います。

実は、公共事業との関連なのであります、今の景気の実態というのは過熱ぎみではないかと言ふ専門家がおられますし、石油価格あるいは為替レートの状況等を見なければ、一概には何とも言えない話でありますけれども、一応インフレに対して警戒すべき水域に、今日本は入つてきただろう。おおむねこの趣旨のことを、日銀総裁はたびたびおっしゃつておられるわけあります。

そこで、景気の過熱を抑えるために金利政策を使うとなりますと、それはそれでいろんな難しい問題が波及してまいります、日本の国内だけのことを眺めて金利政策を動かすということは、と

てもできた仕事ではありません。となりますが、それでありますと、公共事業はこの際やスローダウンをして、平成元年度の予算執行に当たつても慎重な配慮をした方がいいのではないかと思ひます。御所見はいかがでありましょうか。

○國務大臣(村山達雄君) 今の日本の経済情勢は、非常に何と申しますか、私は順調にいつているだろうと思います。その点は成長の点からいいまでも、生産の点からいいましても、また物価の点からいいましても、今は非常に安定しているところでございます。しかし問題は、これが一体どちらでござりますか。長い長く続つかず、できるだけ長続きにやいかぬ、こう思つております。そして今、日本は自分の国としての責任を問われてゐるわけでございまして、重立つた国が政策協調をやつてゐることも御案内のとおりでございます。

そこで、それでは心配がないかといえども、そんなことはございません。確かに今、物価は対前年比率で一・一でござりますから、世界の中でも最も安定しているだらうと思います。しかしこの問題は、コストパッシャーの問題と、それからわば

デマンドブルと申しますか、この両方の問題があると思います。

今までこうなってきたのは何かといえば、基本

的に日本の企業といふものが、非常に生産性を高めるということは、これは実物経済をやつてゐる人も、それから金融関係に携わつてゐる人も、すべて生産性の向上といふものを目指してきただらうと思います。

そしてまた、日本の特徴でござりますけれども、大きな企業を取り巻く中小企業、これもまたしっかりしてゐる。これがかなり外国人と違うような気がするわけでございまして、それはありますけれども、やはり環境としてよかつたという点を考えますと、円高といふ問題が

どうしてもあるだらうと思います。円高をプラスに利用するためには、ある程度のやはり国の実力が必要でございましたが、それは六十二年ころ乗

り切つた。円高を自分のフォローの風にし得るだけの犠牲を払つたわけでござります。そこで今、予算執行に当たつてもこつちに行つてもそんな話題ばかりでありますと、公共事業はこの際やスローダウンをして、そうなりますと、公共事業があつちに行つてもこつちに行つてもそんな話題ではなかろうかと思いますが、御所見はいかが

であります。今のところはそういう心配はありません。これから、先ほど申しました公共事業でございまして、そしてどんどん先のことを考へないでやるようになりますと大変じゃないかと思つております。今のところはそういう心配はありません。

それから、私は順調にいつているだろうと思つております。そして金利が非常に安かつた、安く済ませることができた、こういうこと、これもまた非常に役に立つたと思つております。

ただ、最近の状況を見ておりますと、コストアップの方からいいますと、為替相場がどうなるかという問題、これが一つ最近非常に大きな問題になつておりますが、この問題が一つあります。

それから、原油の価格が少しづつ今上がつてきて、それが、原油の価格が少しづつ今上がつてきているわけでございます。それからもう一つ、産業面におけるコストアップがどれくらいあるのだろうか。今度は春闇が行われてゐるわけでございます。これはやっぱり賃金コストが上がらなければいけない理屈でござりますから、つまり、企業収益が家計の所得につながる。家計の所得がまた企業の利益につながるという好循環を維持すること、これは恐らく賃金コストの問題であろうと我々は見てゐるわけでござります。

しかし、そういう点が今不確定の要素が大分出でござりますけれども、その点を心配しております。

○栗林卓司君 最後に一点だけお尋ねをしたいと思います。

補助率の恒久化を目指しながら、結果としてはやや中途半端などころにとどまらざるを得なかつたのが今回の御提案でありますけれども、一方、地方財政への配慮をあわせてやつたといふことは、政策のアプローチとしては私は正解ではなかつたかと思うのです。

これからの方針について伺うのですが、補助率はより恒久の形で合理的かつ妥当な水準を目指しながら、一方では地方の安定的財源確保に向かって國と地方の財政の健全化を進める、それが長期的方向でございましょうか。この点をお伺いして質問を終わります。

○國務大臣(村山達雄君) 今、委員のおっしゃるとおりでございまして、今度の補助率の問題につきましては、各省政府で本当に議論いたしまして、完全な意見の一致のもとに決めたわけでございまして、各省政府で本当に議論いたしまして、

それから、デマンドブルの問題につきましては、

過熱になるとこれは大変なことでございまして、

しないことは当然でございます。したがつて、今

の民間の設備投資、こういうものは我々が見ると

ころ、非常に企業も冷静な立場で設備投資をやつているようでございますが、これが少し短期に走ります。これは不況のときのカンフル注射としては非常に効くということは、六十二年の六兆円のあれでよくわかっているわけです。これは波及効果が非常に大きいといふことから来ることでございましょう。現在はいい状況でござりますから、やはり執行態勢としては自然態勢がいいのじやないかと思つております。景気促進型でもなければ、まあ後退型にいたしますとまたいろいろの問題がありますので、今の状態のもとでは自然型でいいのじやないだらうかと思つております。

それから、先ほど申しました公共事業でございまして、そしてどんどん先のことを考へないでやるようになりますと大変じゃないかと思つております。今のところはそういう心配はありません。

それから、私は順調にいつているだろうと思つております。景気促進型でもなければ、まあ後退型にいたしますとまたいろいろの問題がありますので、今の状態のもとでは自然型でいいのじやないだらうかと思つております。

ただ、最近の状況を見ておりますと、コストアップの方からいいますと、為替相場がどうなるかという問題、これが一つ最近非常に大きな問題になつておりますが、この問題が一つあります。

それから、原油の価格が少しづつ今上がつてきているわけでございます。それからもう一つ、産業面におけるコストアップがどれくらいあるのだろうか。今度は春闇が行われてゐるわけでございます。これはやっぱり賃金コストが上がらなければいけない理屈でござりますから、つまり、企業収益が家計の所得につながる。家計の所得がまた企業の利益につながるという好循環を維持すること、これは恐らく賃金コストの問題であろうと我々は見てゐるわけでござります。

しかし、そういう点が今不確定の要素が大分出でござりますけれども、その点を心配しております。

○栗林卓司君 最後に一点だけお尋ねをしたいと思います。

補助率の恒久化を目指しながら、結果としてはやや中途半端などころにとどまらざるを得なかつたのが今回の御提案でありますけれども、一方、地方財政への配慮をあわせてやつたといふことは、政策のアプローチとしては私は正解ではなかつたかと思うのです。

これからの方針について伺うのですが、補助率はより恒久の形で合理的かつ妥当な水準を目指しながら、一方では地方の安定的財源確保に向かって國と地方の財政の健全化を進める、それが長期的方向でございましょうか。この点をお伺いして質問を終わります。

○國務大臣(村山達雄君) 今、委員のおっしゃるとおりでございまして、今度の補助率の問題につきましては、各省政府で本当に議論いたしまして、完全な意見の一致のもとに決めたわけでございまして、各省政府で本当に議論いたしまして、

それから、デマンドブルの問題につきましては、

過熱になるとこれは大変なことでございまして、

しないことは当然でございます。したがつて、今

の民間の設備投資、こういうものは我々が見ると

いは将来あり得ると思ひますけれども、その場合に、値段自体がもとに戻るかということになります。

端的な例を申し上げますと、この二月一日から

新聞業界がかなりの値上げをいたしました。時期的には一斉値上げという形になりました。これについて経済企画庁といたしましても、強い批判

を始めた意見を発表しているわけでござりますけれども、結果として新聞の値段というのは下がつてはいない、ということはござります。

そういうことに甘んじているわけにはまいりますので、最大限の努力はいたしますけれども、個別の価格自体を幾らにしろという指導は、政府としては権限の外でございまして、そういうことをし得る法律的な裏づけもございません。業者の方々に強く御注意をする、それから消費者の注意を喚起する、これが我々にとっての最大限で得る政策手段であろうと、うつに考えておりま

○野末陳平君　いざれこういう便乗値上げ的な動きは、お客様が判断していくところへ落ちつくのだろうとは思うのですけれども、しかし、それだから政府は何にもしていない、無策というふうにもなってしまいますので、しっかりとした指導が欲しい。目に見える形であつたらいいと思うのですね。でも、新聞などもまさに便乗値上げ的な疑いが濃厚ですが、これもとらなきやいいというわけにもいかないから、結果的には値上げがそのまままり通り通るけれども、ああいうのを例にして見習っているわけじゃないけれども、業界でかなりそういう話も聞きますから、値上げが幾ら指導しても下がりそうもない、こう言われちやうと、結局消費者は負けたよな形になつて気分的にすつきりしないのですね。ひとつその辺は、結局消費税から発生していることですから、少なくもこれで物価上昇率が引き上げられるようなことのないように、各省庁しつかりしてもらいたいと思うのですが、どうでしょうね、大蔵大臣。

○國務大臣(村山達雄君)　おっしゃるおどりだろ

うと思います。

しかし、価格は自由競争の中の市場で決まるわ

けでござりますから、その間どれだけの有効な手段があるか、こういうことをやはり関係各省が詰めていかなくちゃいかぬと思います。一番効果のあるのは、やはりそういうことを消費者によく知つていただく。やはり最後の決定権は消費者が持つてゐるわけでござりますので、それを十分消費者に知つていただき、またそういう消費者がどういうふうになるであろうかということを予測することによって、販売者の方が自らしていく、あるいはうまくいけば下げるというようなことがあれば、非常に結構じやないか、こう思つております。

○野末陳平君　一般の商売ではそういう原理が働くとは思ひませんが、それだけでも、それだから政府は何にもしていない、無策というふうに思ひます。要するに、家賃なんかそうですね、公団の方は三%上げていて、ちょっと離れたところの都當などは上がつてないとか、民間の場合は上がつたり上がらなかつたりさまざまあります。要するに、家賃については三%の消費税転嫁というのが非常にあいまいというか、ぱらつきがあり過ぎて、こんなのもまずいな。結果的にどちらでもいいんですけど、答え方もできませんし、こんなのがやはりもつとつきりした形でいかなきやいけなかつたとは思うのですけれども、大臣、これはどうですか、家賃。

○政府委員(伊藤茂史君)　家賃に対する消費税の転嫁の問題でござります。

まず、公団住宅につきましては四月一日から三%の値上げをいたしてございます。それから公営住宅でございますが、これも原則として四月一日から三%値上げという方針で指導いたしておりますが、公共団体側のいろんな事情がございまして、必ずしも四月一日全体足並みそろえて値上げといふことになつておりません。ただ、いずれに

しましても、これは値上げの時期を若干ずらした場合でも全部三%の値上げが行われる予定でござります。

公団の賃貸住宅についても同じでござります。民間につきましては、実際には三千万以下の免稅の事業者もござりますし、三千万円以上の事業者もございます。ただ、これも兼業といいま

すか、賃貸住宅事業のほかの事業をやつてゐるケースもございまして、なかなか一律にというこ

とにまいりません。したがいまして、私どもは常に多うございますので、その場合には維持管理費用等でコストアップ分を、これは当然家主の方が負担しなきやいかぬわけでござりますので、その分を限度としまして、したがつて三%以内になるケースが多うございますが、値上げは合理的ではないかということで指導いたしております。

○野末陳平君　しかし、その結果が不公平に映つちゃうのですね、うち三%言われちやつた、でもあつちはそうならないと。今のお答えは、いず

れ一律に三%にという感じですけれども、実際そこまでの間少なくもこの不公平、格差というの

消費税に対する不信感になつちやうから、それは非常に残念でもあるし、またしかしい方法もな

いし、そんなわけであつとこれも困つた現象だなとは思つてゐるのです。

今民間の方は、大家さんによつちや上げないとか、あるいはこの際何とか上げたいがうまい方

法はないとか、それなりに考へてゐるけれども、少なくも公団と公営住宅の差といふのがますい

な、こう思つて大臣にお伺いしたのですよ。

○國務大臣(村山達雄君)　遺憾のことだと思っておりますが、いすれにいたしましても、四月一日以降の家賃については税込みで市場価格が決まります。た、こういうことで納税額は計算されるわけでござりますので、いすれはやはりこの問題は決着がつくのじやないか、経済合理主義から申しますと

電話でどういう事情で上げるのかといふように聞いて、問い合わせが相当数あつたというふうに聞いております。

それから、実際に改定通知をいたしました後は、

物価上昇率が引き上げられるようなことのないように、各省庁しつかりしてもらいたいと思うのですが、どうでしょうね、大蔵大臣。

ころでございます。

○野末陳平君　建設省に聞きますけれども、公団の三%は、確かに家賃は前払いやないから消費税込みの新家賃は四月の末だと思うのですけれども、どうなんでしょう、住居者に三%の消費税転嫁を通告した時点で、どういうような反応があつたといいますか、苦情というか、反対の声も確かに一部の団地ではかなりあるようなので、その辺はどんなような事情でしょうか。

○政府委員(伊藤茂史君)　公団の住宅には自治会組織がございまして、自治会組織を中心とします。いろんな運動がございました。主たる内容は、やはり消費税そのものに反対だとということ、もう一点は、やはり去年の十月に一斉改定をやりました後また再び値上げをするということはひどいじやないか、こういうことだろうと思いますが、いずれにしましても、署名要請で大臣あて、あるいは総裁あてに相当数、三千ぐらいでござりますが署名が出ておりますし、要請行動といいますか陳情要請が数回、公団あるいは建設省に対してもございました。それから、自治協と公団との間には定期的に協議会といいますか、定期的懇談会といふのがございまして、その席も二回ほど代表者の方から、要するに公団がほかの公共賃貸住宅に先立つてなぜやれるのかといふようなこと、これは非常に相手が多いございますので行動を早くこしませんと、とても住民サイドに周知徹底できないということで、早目に行動を起こしたわけでございますが、そういうことに対する抗議がございました。それから、はがきであちこちに反対要請が出ております。

それから、実際に改定通知をいたしました後は、物価上昇率が引き上げられるのかといふように聞いて、問い合わせが相当数あつたというふうに聞いております。

○野末陳平君　これは今後の納入状況を見てみなければわからぬとは思ひますけれども、仮に三%消費税分の不払いといふか、そういう動きで供託するなり、そんなような心配というか、それ

いられてきた地方団体の方がより厳しいのであります。財政的には、なおカットを続ける理由は全く存在しないのです。

私には、国の補助金等をすべてもとよりは納付するものではありません。個別にその根拠や合理性件を吟味し、地方自治の本旨にのつとて国と地方との役割分担と、それに伴う権限、財源の調整を入りに行うことによって改廃または増減の措置をとることはけだし当然だと思っております。

しかしながら、本法がそのような入念な作業や、合理的判断を行つたものとは認めがたいのであります。足して二で割るか、半分半分か、さもなければ先送り。いかにも場当たり的、その場しのぎの論法で、補助負担割合を律することは将来に禍根を残すものと憂えるのであります。

生活保護は、憲法二十五条の要請を満たす国との基幹的事務であり、補助金とはその性格を全く異にするものであります。この負担割合をめぐつては、しばしば国と地方及び政府部内での論争や網引きが行われ、昭和二十九年には時の厚生大臣が職を賭すという事態も発生しております。このような先人によって守られた負担率を引き下げ、恒久化を図ろうとする本法において、現職厚生大臣の使命感はいかなるものであったのか、その片りんすらも認めることができないのは概嘆にたえません。生活保護は全額国庫負担の基調を貫くよう主張いたします。

義務教育費国庫負担の大宗をなす給与費について、その重要な構成要素である共済費用等を区分けし、国と地方の負担変更を行う合理性は認められず、児童福祉、老人福祉などの事務が団体事務とされたゆえをもって引き下げたまま固定させることも、国民のナショナルミニマム達成に国と地方がどのような役割を果たすのか、その相互関係も未整理なまま補助率だけを先行させるうらみが強いのであります。

総枠の変化はあっても、各事業分野の配分比率は常に一定であります。このことは、国民のニーズや事業の緩急軽重にかかわりなく、役所の縄張りにこだわった予算配分が行われていてることを示すものであつて、この際、思い切った対象事業の見直しを行い、可能な限り地方公共団体の分野に組み入れることを主張いたします。

以上、個別の事項についての問題点を指摘し、主張を行いましたが、本法案は、あらゆる意味において合理性に乏しく、納得できるものではないので、一たんはカット以前の姿に戻して再検討を行うべきであります。

以上をもって反対討論を終わります。（拍手）

○斎藤文夫君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案に対し、賛成討論を行うものであります。

御承知のとおり、高齢化、国際化時代を迎え、さまざまな社会変化、行政ニーズの多様化、多量化に対応できる足腰の強い財政確立こそ、国家的重要課題であります。

しかしながら、我が国の財政事情は、特例公債依存体質からやっと脱却できる展望が開けたとはいえ、平成元年度末の公債残高は百六十二兆円。それに対する公債費は歳出の二割を占め、財政硬化化が懸念されておるところであります。

その中で、元年度予算は、内需の持続的拡大を図りつつ財政改革を進めていくとするものであり、特に歳出面で既存の制度、施策の見直しを行い、限られた財源を重点的かつ効率的に配分していく、補助率等の恒久化や地方の一般財源化を図りながら、国と地方の財政関係の適正化・安定化を築こうとする本法案に対し、我が党は賛意を表すものであります。

さりながら、国と地方は親と子のようなものであり、相互の信頼、共同、協力なくしては国の繁栄

はあり得ません。その意味で、地方自治の充実発展こそ地域の振興、格差の是正に不可欠であり、そのためには地方の自主性を高め、財政基盤の確立を図らねばなりません。平成三年度には補助率の見直しも期待されるところであります。政府におかれましては、行財政改革の立場からも地方との機能分担、地方分権の拡大、それに伴う財政措置等に特段の配慮をされるよう要望して、私の賛成討論といたします。（拍手）

○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例に関する法律案に対して、反対の意見を表明して討論を行います。

その第一の理由は、いわゆる内容の全く異なる法律四十七本について、しかも一部は補助率を引き下げたまま恒久化し、また一部は地方の一般財源に振りかえ、さらに残りについては平成二年度までの暫定措置とするなど、極めて複雑な改正を本法律案で一括して処理しようとしている法案の提出の仕方についてであります。

政府は、一括して補助率を改正するもので、まとめた方がわかりやすいとか、昭和六十年度、六十一年度など、過去の例に倣つたとか申しておりますが、過去の例も本案も、それぞれの法律改正を審議すべき常任委員会制度を無視していることは変わりありません。しかも、本案は、国と地方の信頼関係を損なうばかりでなく、国民生活に重要な影響を与えるものとして、我々野党が強く慎重審議を求めたにもかかわらず、リクルート疑惑隠しに奔走し、暫定予算に追い込まれた政府が、本案を日切れ法案として短時間のうちに成立させようとすることは、議会民主主義のルールを踏みにじるものと言わざるを得ません。

第二の理由は、社会保障関係の補助率等の恒久化についてであります。これらの事業は憲法にも保障されている国民の生存権に係るものであり、当然、補助率については昭和五十九年度水準の十分の八に復元することが政府の責務であります。それをあらうことか、生活保護法等七法律に係る

補助率をわざか五%の引き上げにとどめ、また、老人福祉法等六法律に係る補助率を二分の一に据え置いたまま恒久化しようとしているのであります。政府の福祉切り捨て姿勢がはつきりと表明されたものと言わざるを得ません。

第三の理由は、公共事業等に係る補助率カットの暫定措置を引き続き平成二年度まで延長しようとしていることであります。確かに国の財政事情だけに目を向ければ、補助率カットは、公共事業費の金額をふやさず、しかも事業量全体を膨らませせる効果があり、国際公約ともなつてゐる内需拡大に寄与するものと言えましょう。

しかし、これまで地方はこのため五兆円近くの負担増を強制され、今日に至っているのであり、当然、平成元年度からは正規の補助率に復元すべきものであります。また、そうすることが国と地方の財政関係の安定に寄与し、地方自治体にとって今後多極分散型の地域開発を進めることを可能とし、さらに総理の提唱するふるさと創生の理念とも合致することになるからであります。内需拡大策として、補助率カット等による事業量確保といったこそくな手段に訴えることなく、NTT株式売り払い収入の活用や公共投資の増額により、先進国におくれをとつてゐる社会資本を充実していくことは、まさに国民的コンセンサスを得ているところであります。むしろ、これまでの経費節減の努力が水泡に帰すような、防衛費のGNP一%枠の突破や整備三新幹線の同時着工などを再検討することこそ優先すべきであることを指摘して私の反対討論を終わりります。(拍手)

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、国庫補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案の成立に強く反対している国民の声に耳を傾けないで、採決を強行しようとしていることであります。

政府は、臨調・行革の名のもと、一年限りだ、三年限りだと言いながら、八五年度から八八年度までの四年間だけでも、六百七十二件の補助率引き

下げを含む五千百六十七件もの補助金等を整理、福祉、教育など国民生活に多大な影響を強いています。国民と地方公共団体が復元を強く求め続けてきたのは当然のことです。

しかし、今、一片の反省の弁もなく、十一省、十一委員会にも関係する四十七法律を一本の法律にして、二百六十五件もの補助金等の削減を含む整理合理化を一括処理しようとしているのです。しかも、このような重大、重要法案を、衆議院で、我が党を除く自、社、公、民の密室協議で日切れ法案と決め、当委員会においても審議時間を極端に短縮して採決に至るうとしていることは、断じて許せません。国民無視の国会の形骸化であり、議会制民主主義を踏みにじるやり方に強く抗議をするものであります。

反対の第二の理由は、本法案は国民に重大な被害をもたらすからであります。社会保障、福祉関係の補助金カットによる本年度の影響額は四千七百六十億円、五年間では二兆三千六百億円余りに達しています。このために、乳幼児、身体障害者、精神障害者、母子家庭、老人、経済的に恵まれない家庭と保育所、助産施設、老人ホーム等はどれほど泣かされてきたことでしょうか。加えて、厚生省が補助金カットの方針のもと、保育所や老人ホームへの入所条件を厳しくし、生活保護世帯に残酷な仕打ちまでしてきたことを考えますと、私は激しい怒りを禁じ得ないのであります。

教育関係についても、憲法第一十六条と教育基本法の精神を真っ向から踏みにじる改悪をさらに一步進めるものであります。断じて容認できません。

公共事業については、現在でもおくれている国民生活寄附型公共事業をさらに後退させるものであります。

反対の第三の理由は、地方財政運営の原則をじゅうりんし、地方自治体に負担を転嫁し、地方財政危機に一層拍車をかけることがあります。本法案による国庫補助金等削減による影響額は、地方財政ベースで一兆二千八百九億円、八五年度か

らの五ヵ年では六兆二千億円にも達します。八八年度までの影響額に対する実質国庫補てん分は、四・一%にすぎません。政府は、財政金融上の措置を講ずると言いますが、将来の地方交付税の先食いであり、地方債増発を促し、地方財政の硬直化を進め、地方財政危機を一層深刻にせざるを得ないのです。

さらに、厚生保険特別会計等への一般会計からの繰り入れの二分の一カットや停止は、法律に定められた政府の責任を放棄し、財政民主主義を侵害するものであります。

本法案に対する反対討論の最後に、竹下内閣の政治姿勢について触れないわけにはいかないのであります。欠陥だらけの最悪の大衆課税である消費税の導入とリクルート疑惑によって、今や竹下内閣の支持率は九%台に急落しています。圧倒的多数の国民は、竹下内閣には政権担当の能力も資格もないとして、リクルートや政治献金をめぐる一連の疑惑の解明、消費税の廃止、本法案の撤回を要求し、竹下内閣の即時退陣を求めていたのであります。この国民の声に従うことこそ、竹下内閣の最後に残された仕事であることを指摘して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○栗林卓司君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の整

理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案に

対し、反対の討論を行います。

昭和六十年度以来数次にわたって国の補助金等が切り下げられてまいりました。しかし、そのい

ずれも暫定的意味合いで持ったものであり、本来

の補助金の整理合理化の目的に照らしていえば不

徹底、不十分であります。今回は、それら措置の

期限である昭和六十三年度が到来するところか

である。

○志苦裕君 私は、ただいま可決されました国

の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に關する法律案に賛成の意を表明して、反対の討

論いたします。

○委員長(梶原清君) これにて討論は終局したも

のと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

○志苦裕君 私は、ただいま可決されました国

の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に關する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(梶原清君) 多数と認めます。よって、

本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

○志苦裕君 私は、ただいま可決されました国

の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に關する法律案に賛成の意を表明して、反対の討

論いたします。

○志苦裕君 私は、ただいま可決されました国

の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に關する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○志苦裕君 私は、ただいま可決されました国

一 法律の改廃については、立法の趣旨と制定の経過を踏まえ、審議権を尊重し、法案提出のあり方に慎重を期すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(梶原清君) ただいま志苦裕君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(梶原清君) 多数と認めます。よつて、志苦君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村山大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村山大蔵大臣。

○国務大臣(村山達雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(梶原清君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会

平成元年四月十九日印刷

平成元年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P